

3月2日（第1日）

3月2日(金)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	川寄 純司
福祉保健部長	徳永 信幸	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	川尻 博文
教育次長	木戸佐夜子	消防長	岡野 数正
企業局長	今宮 正志	総務課長	浜村 晴司
財政課長	久保 和秀	企画振興課長	有馬 博之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 8	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 9	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 0	諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 1	承認第 1 号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）
日程第 1 2	議案第 1 3 号	江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例案について
日程第 1 3	議案第 1 4 号	江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例案について
日程第 1 4	議案第 1 5 号	都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例案について
日程第 1 5	議案第 1 6 号	江田島市公共下水道事業等区域外流入分担金に関する条例案について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	市道の路線認定について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約案について
日程第 2 9	議案第 3 0 号	平成 2 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第30	議案第31号	平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
日程第31	議案第32号	平成23年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
日程第32	議案第33号	平成23年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別 会計補正予算(第4号)
日程第33	議案第34号	平成23年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘 定)特別会計補正予算(第2号)
日程第34	議案第35号	平成23年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号)
日程第35	議案第36号	平成23年度江田島市下水道事業会計補正予算(第4 号)
日程第36	議案第37号	平成23年度江田島市水道事業会計補正予算(第4号)
日程第37		市長施政方針
日程第38	議案第1号	平成24年度江田島市一般会計予算
日程第39	議案第2号	平成24年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議案第3号	平成24年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第4号	平成24年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別 会計予算
日程第42	議案第5号	平成24年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘 定)特別会計予算
日程第43	議案第6号	平成24年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算
日程第44	議案第7号	平成24年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第45	議案第8号	平成24年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第46	議案第9号	平成24年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第47	議案第10号	平成24年度江田島市下水道事業会計予算
日程第48	議案第11号	平成24年度江田島市交通船事業会計予算
日程第49	議案第12号	平成24年度江田島市水道事業会計予算

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は 19 名です。

定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 1 回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第 1、「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） みなさんおはようございます。

平成 24 年第 1 回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、全員御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、市民の方には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心からお礼を申し上げます。

本定例会は、平成 24 年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただく、節目の定例会でございます。

活発な議論とともに、慎重審議よろしくお願いいたします。

さて春の足音とともに、3. 11 東日本大震災から、丸 1 年を迎えようとしております。

振り返ってみますと、この 1 年は大きな悲しみの年でしたが、一方、忘れかけていた人としての優しさ、支え合い、絆の大切さを実感した 1 年でもありました。

気仙沼市大島では、大きな役割を果たしてくれた「ドリームのうみ」も約 1 年ぶりに江田島湾に帰ってくる予定です。

これからも、江田島市としては、可能な限りの支援は続けてまいりたいと考えております。

一方、国に目を転じますと、今国会の最大の焦点となっております消費税増税を含む社会保障と税の一体改革に伴う与野党対立により、国の新年度予算審議も大幅に遅れており、年度内成立は難しい状況で、14 年ぶりの暫定予算の編成が必要な情勢となっております。

予算成立が遅れば、震災復興にも国民生活にも支障が出ると心配されております。

本市におきましても、影響が懸念される法案等がありますので、今後の国会の動向を注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは昨年 12 月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして 9 項目報告を

申し上げます。

まず第1点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月8日、能美運動公園で、「魂（たましい）」をテーマに江田島市消防出初式を開催しました。

当日は天候に恵まれ、約600人の市民が参観する中を、市内の防災関係者620人、車両30台が分列行進したほか、自主防災会による消火訓練、消防本部と消防団救助班による救助訓練などが披露されました。

今後とも、市民の負託に応え、施設整備及び消防力の強化に努め、「災害に強いまちづくり」を進めてまいります。

2点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月9日、市農村環境改善センターで、平成24年江田島市成人式を開催しました。当日は、成人対象者237人のうち160人が出席し、多くの来賓が参列して、二十歳という人生の大きな節目を迎えた新成人の門出を祝福しました。

式では、新成人2人による「誓いの言葉」の発表に続き、アカペラグループのPYLON（パイロン）の皆さんによる「原点にして究極の音楽 アカペラの魅力」と題した記念公演を行い、式を盛り上げました。

新成人の皆さんが、郷土愛をさらにはぐくみ、21世紀の担い手として、ますます御活躍されることを願います。

3点目が、江田島市カキ祭等についてでございます。

2月5日、江田島町小用みなと公園を主会場に、江田島市カキ祭及び中晩柑類の品評会が開催されました。

当日は天候に恵まれ、約3,500人の来場がありました。新鮮な農水産物の販売では、カキを使ったメニューをはじめ、海の幸、山の幸などの各テントに長い行列ができ、訪れた人に冬の味覚を堪能していただきました。

今回は、気仙沼市カキ養殖業復興支援募金が企画され、11万6,898円の募金が集まりました。

また、中晩柑類の品評会では、デコポンやネーブルなど142点の出品の中から特に優秀なものを表彰し、その後に行われた即売会では、用意した柑橘類がすぐに完売となりました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆さんに感謝を申し上げます。

4点目が、住宅宣言吉島「江田島カキ祭」についてでございます。

2月11日、12日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の「江田島カキ祭」を開催しました。

このイベントは、本市の特産品のカキをPRする絶好の機会であり、開催日の1週間前からテレビのCMで放送されたこともあり、広島市や近隣市町などから大勢の来場者がありました。

会場では、来場者が、カキのむき身、殻付きカキ、新鮮な魚介類や柑橘類などをたくさん買い求めていました。

今後も、カキをはじめとする特産品のPRに積極的に取り組んでまいります。

5点目が、江田島市国民健康保険運営協議会の開催についてでございます。

2月13日、大柿分庁舎で、江田島市国民健康保険運営協議会を開催しました。

初めに会長及び会長代理の選出を行い、会長に登地靖徳委員、会長代理に片平司委員が選出されました。

会議では、平成24年度の事業計画、税率改正などを諮問し、原案どおりの答申をいただきました。

6点目が、江田島市保健福祉審議会の答申についてでございます。

2月20日、江田島市保健福祉審議会の大津克彦委員長から、「江田島市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」について、答申を受けました。

今後、これらの計画の基づいて、市民ニーズに対応しながら、保健・医療・福祉サービスを充実させていくため、地域における連携・協力体制を強化し、総合的なサービスの提供を図ります。

7点目が、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月26日、江田島町大須の大須山で、林野火災防ぎょ消防大訓練を実施しました。

この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となるため、初動体制及び各防災関係機関相互の連携協力体制の確立を目的に、消防本部、消防団、広島市消防航空隊及び江田島警察署から110人が参加して行いました。

これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

8点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係課長が出席しました。

最後に9点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年11月及び平成23年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、御手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただくようお願いします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、17番 山木信勝議員、18番 扇谷照義議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3、「会期の決定」についてを議題といたします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間に決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（上田 正君） 日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 報告第1号の説明をします。

1ページをお願いします。

専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者、広島市南区〇〇〇丁目〇番〇〇ー〇〇〇〇号。〇〇〇〇さん。

損害賠償額は、40万5,389円。

専決処分年月日は、平成24年2月20日です。

この事故の概要は、2ページをお願いします。

中ほどでございますが、平成24年1月10日午後6時50分ごろ、江田島市大柿町大原505番地の大柿分庁舎駐車場入り口において、相手方が自動車で当該駐車場に進入していたところ、進入制限用として立てていたポールに接触し、相手方の自動車を損傷させたものであります。

なお、損害賠償金は、本市が加入している損害賠償保険で補てんされております。

まことに申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第5 諮問第1号～日程第10 諮問第6号

○議長（上田 正君） 日程第5、「諮問第1号」から日程第10、「諮問第6号」までの「人権擁護委員候補者の推薦について」の6件を、一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました諮問第1号から諮問第6号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由の説明をいたします。

最初に議案書4ページ、諮問第1号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市大柿町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が平元勝一さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、66歳でございます。

続いて、議案書5ページ、諮問第2号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市江田島町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、氏名が小川壽子さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、67歳でございます。

続いて、議案書6ページ、諮問第3号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる次の人権擁護委員を引き続き、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市沖美町〇〇〇〇〇番地〇、氏名が黒神修さんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、64歳でございます。

続いて、議案書7ページ、諮問第4号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる人権擁護委員 森藤憲恵さんの後任として、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が、江田島市江田島町〇〇〇丁目〇番〇号、氏名が尾崎しおりさんで、昭和〇〇年〇月〇日生まれ、53歳でございます。

続いて、議案書8ページ、諮問第5号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる人権擁護委員 加藤正治さんの後任として、

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市江田島町〇〇〇〇丁目〇〇番〇号、氏名が沖山努さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、46歳でございます。

続いて、議案書9ページ、諮問第6号でございます。

平成24年6月30日で任期満了となる人権擁護委員 三浦達彦さんの後任として、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をしたい方は、住所が、江田島市沖美町〇〇〇〇番地〇、氏名が米田眞知子さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、61歳でございます。

以上、6件の諮問でございます。

この6名の方々は、いずれも人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本6案それぞれに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本6案は、こと人事に関することですので討論は省略し、これより、直ちに採決に入ります。

本6案は、それぞれ人権擁護委員候補者として適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本6案の人権擁護委員候補者は適任とすることに決定しました。

日程第11 承認第1号

○議長（上田 正君） 日程第11、承認第1号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第1号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分しましたの

で、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年12月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、議会を開くいとまがないと判断し、平成23年12月15日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、専決処分いたしました承認第1号、江田島市税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年12月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年12月15日、市長名をもって専決いたしました。

改正の内容につきましては、14ページに改正文、15ページから16ページまでに新旧対照表、17ページに改正要旨を添付しております。

その改正要旨で説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。

東日本大震災により被災した納税者につきまして、税負担の軽減を図るための特例措置を定めた地方税法に対応するため、関係規定を整備したものです。

市税関係の改正で主なものは、附則第22条の東日本大震災に係る雑損控除等の特例において、雑損控除の適用対象となる大規模災害等に関する支出については、3年を経過する日、従前は1年でございました。それまでに支出する費用を対象とすることとしたものでございます。

次に附則としまして、14ページに返っていただきます。

施行期日につきましては、平成23年12月14日であります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 改正の要旨のところは政令で、これが1年から3年になるということで、これは説明はわかるんですが、この新旧対照表の説明せんもんじゃから、私らにさっぱりわからんです。

それで、15ページの22条の関係ですが、これは、23年に災害があったわけですが、22年に災害があったものとしてみなして、23年度に確定申告で控除ができる

ということを書いとる思うんですがね。22条の1項には、改正前が、1項と2項がなんか一緒になつとるようなんですがね。それから、2項には3項と4項が一緒になつとるような、ここのちょっと説明をお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 現行と改正についての説明をということで、この説明がですね、ちょっと難しいいうんですかね、というところもありまして、ちょっと前段とか、22条の第1項の前段、後段とかいうふうにして、ちょっと説明させていただきますので、よろしいでしょうか。

第1項の、前段の方には、今、山木議員さん言われたようにですね、23年の3月11日に被災を受けたんですけど、それを22年度の22年の損失としてみるということと、それから1年損失を受けたものが、それが3年までに出したのも認めますよということでございます。

その後段が、その雑損控除をする期間がですね、3年経ったものが5年で5年間控除を受けられるというものでございます。

それから、第2項につきましては、これは本人だけではなしにですね、その親族の所有する資産についても適用をするということ。

それから第3項におきましては、この条例の規定の適用を受けようとする場合は、平成23年3月15日までに確定申告または住民税の申告書にその旨の記載がある場合に適用するということと、6月15日に市民税の納付書を発行しますが、その間までに申告したのも認めますよということを書いております。

以上です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今この政令の改正によって市の条例も改正するんですけど、ちなみに江田島市でこの対象となる市民の方がいらっしゃるのかどうか、この点を教えてください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） はい、現在のところ、まだこの対象になる方は江田島市の方へ転入されておられません。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） わかりました。

そうしますと、来年度ですけど転入する可能性もあるということで、その場合は転入先というのが、どういったらいいんですか、転入される方ですね、住民票とか登録される、これからされる方もいるかもしれません。

そのときに、窓口の方がこういったこと、ちゃんと認識して、転入者さんに、もしこういった対象の方ですかどうですかというんですね、そういったところも伝えてあげればいいのではないかなと思いますんで、その点受付の業務の方々に周知していただければと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 1 3 号

○議長(上田 正君) 日程第 1 2、議案第 1 3 号「江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 1 3 号「江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例案について」でございます。

地方自治法第 1 0 0 条第 1 4 項の規定に基づいて、江田島市議会議員の調査研究に係る経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付するために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。
よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第 1 3 号、江田島市議会議員の政務調査費の交付に関する条例案の制定条文内容につきまして、説明いたします。

議案書 1 9 ページをお願いいたします。

まず第 1 条、趣旨ですが、地方自治法第 1 0 0 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定によりまして、江田島市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部といたしまして、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条、交付対象は、江田島市議会における会派、所属議員が 1 名の場合を含みます。に対して交付するものでございます。

第 3 条、政務調査費の額は、各月 1 日基準日であります。における各会派の所属議員数に月額 1 万 5, 0 0 0 円を乗じて得た額を交付するものです。

第4条、交付の方法は、第1項に、年度の最初の月に12月分を一括して交付するものです。第2項から第5項に、会派または議員に異動等があった場合の取扱いを規定しております。

20ページをお願いいたします。

第5条、使途基準は、第1項に充てることができる経費の項目、第2項に使用してはならない経費を規定しております。

次に、21ページをお願いいたします。

第6条、経理責任者は、会派は、政務調査費の保管及び経理の状況を明確にするため、経理責任者を置かなければならないこととしております。

第7条、報告書の提出は、第1項に会派の経理責任者は、収支報告書及び実績報告書を作成しなければならないこと。第2項以降に、報告書の提出期限、報告先、必要な添付書類等を規定しております。

第8条、政務調査費の返還は、残余が出た場合は返還しなければならないこととしております。

22ページをお願いいたします。

第9条、収支報告書等の保存及び閲覧、第1項に5年を経過する日まで保存しなければならないこと。第2項及び第3項に、収支報告書等の閲覧請求に関することを規定しております。

第10条、委任は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることの委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今この条例ですね、22ページに書いてますいわゆる収支報告書の保存及び閲覧のところなんですけども、その3項にですね、収支報告書等の閲覧に係る手数料は無料と、その写しを求めるものは請求した者の負担とするということなんですけども、これは今コピーということなんですけども、一枚おいくらでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） 胡子議員が言われるようにコピー代なんですけれども、サイズによっていろいろあるんですけれども、私の記憶ではA4で20円か40円、ちょっとはつきりはしてないんですけれども、そのぐらいの金額です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） おそらくA4サイズで1枚20円じゃないかなと思うんですよ。これですね、この条例に限らずなんですけども、今江田島市が写しを求めたものに対しての写しを配付するときに、おそらく1枚20円じゃないかと思うんですよ。

これ県内の市町調べていただいてもらっていいと思うんですけども、おそらく無料で写しを配付するところが多いんじゃないかと思うんですよね。

というのが、昨年ちょっと私も情報公開というところで、とあるオンブズマンが全国の市町、県も含めて、都道府県も含めてランキングづけしているところがあって、江田島市の場合、広島県内ですね、その写しが1枚20円とかね、あまりにもちょっと高いのかなと。実際今コンビニエンスストアで、白黒のコピー1枚10円ですよ。

そこらへんのところですね、この条例に限らず、市民からの情報公開にも応じて配付するその写し、コピー、そこのところをですね、今後も検討していただきたいなと思ってます。これはお願いでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号

○議長（上田 正君） 日程第13、議案第14号「江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第14号「江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例案について」でございます。

公職選挙法の規定に基づいて、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における自動車の使用に係る費用等を公費で負担するために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第14号、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例案の制定条文内容につきまして、説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。

公費負担の対象となる選挙や選挙運動費用、また公費負担の限度額については、第2条から第12条までに規定しておりますが、規定している内容を30ページの参考資料の表に整理いたしておりますので、これらを規定している条文の数値等の説明に当たっての具体的な内容は省略させていただきます。御了承いただければと思います。

まず、それでは条文、第1条、趣旨ですが、公職選挙法に基づき、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担は、市議会議員及び市長の選挙の候補者となったものは、限度額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることとしております。

ただし、選挙の結果、供託金が没収された場合は、公費負担も受けることができません。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出は、公費負担の適用を受けようとする者は、自動車運送事業者を事業を営業者、例えば、タクシーとかハイヤー業者です。または、それ以外の者、これはレンタカー業者、個人になります。との間において、有償契約を締結し、江田島市選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。

25ページをお願いいたします。

第4条、選挙運動用自動車の使用における公費の支払は、契約した相手方に支払う金額は、契約の相手方の請求に基づきまして、契約の相手方に市が直接支払うこととしております。

また、契約の相手方の違い、例えばタクシー、ハイヤー業者、レンタカー業者、個人などさまざまございます。により、支払う金額は異なりますので、第1号及び第2号にそれぞれの場合を想定した規定を設けております。

26ページをお願いいたします。

第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定は、第4条の選挙運動用自動車の使用に関し、自動車運送業者との契約と自動車運送業者事業者以外との契約が同じ日で締結されているときは、候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものとみなすものです。どちらか一つの方です。

第6条、選挙運動用ビラの作成の公費負担は、市長の選挙における候補者に限り公費負担の対象となります。限度額等は、先ほど申し上げました30ページの参考資料の方に記載しているとおりでございます。

27ページをお願いいたします。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出は、ビラ作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ビラの作成業者と有償契約を締結し、その旨を江田島市選挙管理委員会に届けなければならないこととしております。

第8条、選挙運動用ビラの作成における公費の支払は、ビラ作成に伴う支払金額は、業者からの請求に基づきまして、市が直接ビラ作成業者に支払うこととしております。

第9条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担は、ポスター作成の限度額の範囲内におきまして、無料で作成することができることとしております。限度額等は、先ほどの参考資料に具体的に記載しております。

第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出は、ポスター作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ポスター作成業者と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならないこととしております。

28ページをお願いいたします。

第11条、選挙運動用ポスターの作成における公費の支払は、候補者がポスター作成業者に支払う金額は、ポスター作成業者からの請求に基づきまして、市が直接そのポスターを作成した業者に支払うこととしております。

第12条、公費負担の限度額は、30ページの参考資料の方に、具体的に記載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

29ページをお願いいたします。

第13条、委任は、条例の施行に関し必要な事項は、江田島市選挙管理委員会が定めることの委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、江田島市議会の議員の選挙にあってはこの条例の公布の日以後その期日を告示される一般選挙から、江田島市長の選挙にあっては公布の日以後その期日を告示される選挙から適用することとしております。

具体的には、市議会議員選挙の場合、平成25年10月31日任期満了に伴う一般選挙から適用することになり、市長選挙の場合は、平成24年12月4日任期満了に伴う選挙から適用することになります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 2点ほど教えてください。

今この選挙運動用の車なんですけども、ちょっとはっきりしたいなというのが、いわゆる車1台なんですけども、これがスピーカーとか看板ですかね、それが、できたいわゆる選挙カーの1台なのか、よく今選挙関係に関しては、いろんなその業者さんが、こういったものでできますよっていうのが、ネットとかいろんなところで宣伝されていますが、いわゆるスピーカーもついたそのすぐ走れる選挙カーとしての1台なのかどうかっていう確認とですね。

あとは、その適用に関しまして、市議会議員の選挙の場合は、いわゆる今任期平成25年10月31日の任期の一般選挙ということなんですけども、ことし市長選挙が行われる予定なんですけど、今議会1名欠員ということで、同日で補欠選挙というものが行われるでしょう。そこで、今回その補欠選挙の部分は、いわゆる考えずに、この条例案を検討されたのか。もしくは、一般選挙という一つの通常行えるところで適用しますということなのかということですね。そこを教えてください。

今年補欠選挙があるとすれば、市長選挙は公費で負担ですよ、一方でその補欠選挙は負担ではございませんというところを、しっかり有権者、市民の皆様に納得できるような説明をできるようにしておきたいと思うんで、その2点を教えてください。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） まず1点目の選挙用自動車につきましては、これは付属のそのスピーカーははいておりません。

もう1点の議員の補欠選挙に適用はどうかということなんですけども、今現在の議員さんの任期は25年10月までになっております。

このたび、市長選の選挙するとき、便乗選挙ということで、市議会の補欠選挙も同時に行いますけれども、その補欠の選挙はあくまでも現在の議員さんの任期と同じでありますので、そこらを補欠だけを、補欠の選挙のときに、この公費の負担を適用すると不公平ということになりますので、こういうふうにさせていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） わかりました。

おそらくこれ4月の広報等で、この公費負担になりますよということを周知されると思うんです。そのときに、市民の皆さん、有権者の皆さんが今の総務課長がおっしゃったように誤解のないような説明をできれば、そのどういうんですか、太字でもいいんですよ。これこれしかじかだから補欠選挙には、これ適用されませんよというところをですね、いっていただければ、この11月、10月ぐらいで補欠選挙に出ようかなあと考えていらっしゃる方々が、その誤解されないようにということで、広報していただければと思います。これはお願いでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 議員の皆さんに申しあげます。

会議中は、勝手に離席しないようお願いいたします。

どうしても緊急の場合は、議長の方へ申し込んでいただいで、緊急の場合は配慮しますので、勝手に立たないように、1時間をめどに休憩をとるようにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

会議に入ります。

日程第14 議案第15号

○議長（上田 正君） 日程第14、議案第15号「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第15号「都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例案について」でございます。

都市公園法の改正に伴いまして、市が設置する都市公園及び公園施設の設置基準を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 議案の御説明の前に、一言おわびを申し上げます。

本議案並びに下水道事業会計予算書等で誤りがあり、訂正が生じました。訂正内容は、先にお配りしたとおりでございます。

今後は誤りがないよう慎重に精査を行うとともに、私も含めて、職員の専門知識の向上及び育成に努めてまいります。

大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第15号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例案についてを御説明いたします。

本条例の制定は、平成23年5月及び8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法に対応するものでございます。

地域主権改革は、個性を生かした特色ある地域づくりを実現し、地域の実情に応じた施策が主体的に実行できるようにすることを目指しているもので、国と地方で協議が進められ、平成21年に地方分権改革推進計画及び平成22年に地域主権戦略大綱が定

められております。

地域主権改革一括法は、これらを踏まえ、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、権限移譲や条例制定権の拡大等を定めております。

江田島市においても、条例制定や改正の検討を進めており、本議案もそのうちのひとつとして上程しているものでございます。

それでは、本条例については、一括法により都市公園法の一部が改正され、従来都市公園法施行令で定められていた都市公園の配置や規模等に関する技術的基準及び公園施設として設けることができる建築物の許容建築面積、その他公園施設の設置に関する基準が、条例に委任されることとなったため、条例に必要な事項を定めるものです。

32ページから34ページまで条例案をお示ししております。

32ページですが、第1条は趣旨説明、第2条は用語の定義、第3条は都市公園の配置及び規模の基準を定めております。

第3条第1項第1号は、市民1人当たりの公園面積、第2号は分布の均衡、第3号は災害防止への配慮、第4号から第6号までと、次のページの第2項は、公園種別ごとの配置の基準ですが、模式図等を37ページに添付しておりますので、図表で御説明いたします。

37ページの上段の表をごらんください。

都市公園は、利用目的に応じて幾つかの種別があり、それぞれの利用目的や配置、面積の標準的な考え方を表したものでございます。

表の1行目は、最も身近な街区公園ですが、近くで毎日利用できるような公園で、徒歩での誘致距離が約250メートル、面積が0.15ヘクタール、1,500平方メートルを標準とします。

2行目、近隣公園は街区公園に比べて広いスペースを必要とする活動ができる公園で、誘致距離が500メートル、面積が1.2ヘクタール、12,000平方メートルを標準とします。

3行目、地区公園はスポーツも可能な公園で、誘致距離1キロメートル、面積が4ヘクタール、4万平方メートルを標準とします。

その他の都市公園については、4行目の運動公園が主としてスポーツを行うための公園としているように、利用目的にふさわしい配置と面積を定めるものとしております。

配置のイメージ図を表の下に記載しております。

続いて、条例案の33ページをお開きください。

第4条は、公園施設の建築面積の基準、100分の2としております。

第5条は、公園施設の建築面積の基準の特例です。これは、100分の2を超える公園施設がある場合に、100分の10も限度として超えることができると定めたものでございます。

次に、附則1として、この条例の施行期日は、平成24年4月1日としております。

附則2として、既に設置されている公園には第3条の配置基準は適用しないとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 今ね、江田島市内にあるね、江田島町と大柿町だけみたいなんじゃけどね適用が。この附則の第2項に、第3条の規定は適用しないというて書いてある。既存のいうかね。今ある分は全然これ適用せんのですか。何かこれ読んでもようわからん。あんたの説明を聞いてもようわからんけえ、もうちょっとわかるように説明するかのうと思うたんじゃけど、ようわからんのじゃが、そのへんどうなの。もう今あるところには関係ない、これから新しくつくるところに関係があるのですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 今仰せのように江田島町とそれから大柿町に公園が配置されております。

旧町時代に整備された公園がほとんどでございまして、やはり地元の方々から提供していただける余裕地を借地によって開設している公園が多ございますので、必ずしも、この標準、今申し上げた標準に合致したような配置にはなっておりません。

これは、この条例はあくまで標準として運用しているものでございまして、この条例以前も都市公園法の施行令によって定められておりました。

ただし、あくまで標準でございますので、これを守らないと法律違反になるとかいうようなものではございません。

したがいまして、江田島市で条例を定めるに当たりまして、あえて現在開設されている公園については、配置の標準という、配置とか規模の標準については適用しないというふうに記述したものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 32ページの第3条の1項に、市内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートルと書いておるんですが、これは地区の住民なんですか。江田島市民全体なんですか。それにしても随分違うと思うんですが。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） もともとの法律の考え方といたしましては、都市計画区域内の1人当たりの都市計画区域内にお住まいの人口に対する平米数をあらわしております。

ただ、江田島市におきまして、この市内の都市公園の市民1人当たりのと書いておりますのは、市民1人当たりでございますので、全市の人口に対して考えて制定しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） この説明では1人当たりになつとるから、市民は1人当たりのあれとして計算するんですが、これをわかりやすく書いたらどうですか。

今おたくが言われたような説明を書いとかんと市民が迷うんじゃないですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 都市計画区域内というふうに限定をしておりますので、この条文では。したがいまして、江田島市全体の市民というのは明示されていると考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） まずこの都市公園というものに、こうまあいろいろ1. 2. 3. 4. 5つ使用目的書いてあるんですけども、この使用目的、ここに書かれている外に使用をする場合は、例えば、営利目的で、建築業者が、いわゆるコンクリートブロックを方塊とか、ケーソンとかいろいろありますけれども、をつくる場合、これ公園半分以上占拠したり、子どもたちが遊んだり散歩したりするのに極めて危険、今もまた何か所かやっておりますけども、これをどういうふうにご考慮されるのか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） はじめからその民間が占有するような公園というのは現在江田島では開設しておりません。

したがいまして、現在ある公園に対して占有許可を出していただいて、それが許可の基準に合致すれば、占有をしていただくことは可能です。

ただ、その中でも、仮設の公園施設であったりするものについては、ここで定めております建築の特例の範囲内で考えますので、半分以上もですね、占めてしまうようなことは想定しておりません。いうよりか禁止して、禁止するよう運用をいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 半分以上、使用する場合は、いわゆる貸さないと、じゃちょっと聞いてみますけれどもね、沖美町畑の漁港のところに建設業者がもういわゆる建設資材からなんか置いて、ほとんど建設業者の資材置き場と建築材料をつくる、今さっき言った方塊とかケーソンという場所にほとんど使われておるんですよ、半分以上。そういう場合どうするの。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 仰せの広場というのは、ちょっと私イメージできないんですけども、おそらく港湾の区域の中に置かれているのではないかなと思います。

このたびの条例につきましては、都市公園法で開設している公園になりますので、議員が仰せになられた施設とは利用目的が異なってきますので、都市公園といたしましては、新しく制定する予定の第5条に基づきまして、100分の10を限度として、建築面積を超えることができるとしておりますので、先ほどのような御懸念にはならないと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 再度伺いますけども、都市公園はこの江田島市内に何か所あ

る。それでもう1個ついでに大君の小学校の裏の公園、これは都市公園ですか。何公園ですか。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 都市公園として開設されておりますのは、22公園ございます。

それで大君の緑地につきましては、都市公園ではなく、別の設置管理条例に基づいて設置されている緑地になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） わかりました。

そういう使用目的はあって大君も沖美も都市公園ではない。しかし、大君なども前回のように、使用者が立ち退かないで、極めて市に迷惑をかけた事例が目の前にあったわけですから、そういう建設業者が、営利目的で、いわゆる都市公園じゃなくても、そういう公園を利用して危険な作業、子どもが行けない、住民が近寄れないような作業をやっておるようなことができれば、なくなるよう、重ねて要望しておきますよ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 都市公園ですね、都市計画決定をされて、一部未供用、あるいは全く供用してない公園が幾らかあるかと思えます。その未供用の公園というのは、いわゆるこの3条の1項の10平米以上には該当しないんじゃないかというに感じるんですが、この未供用の公園は、江田島市に何か所あって、今後どのようにされるのか、お聞きたいんですが。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 都市計画された公園は、開設されていない都市計画決定された公園というのは、2公園ございます。

それで、これらについては、今後、都市計画マスタープランを昨年度策定いたしましたので、今後、広島県とともに、この大柿都市計画区域とそれから江田島都市計画区域の一体化というものを今後図っていく予定にしておりますけども、そういった中でですね、どういった整備がふさわしいのか、都市計画決定として、残していくのがいいのかどうかっていったところも合わせてですね、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 確かに、もう20年近く前から都市計画決定をしながら、いまだに手をつけてないような公園も実際あると思えます。

端的に言いますと、古鷹記念公園、これらもう計画決定をしたのは、随分前の話なんですよね。ここらあたりもね、見直しを図って、実際使えるような公園を目指していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回この条例を上程されて、都市公園法に基づく都市公園の設置基準ということなんですけども、これ条例が制定されました後は、公園がふえるものなのか減るものなのか、それとも現状維持なのか。言ってみれば基準が書かれていますので、これに条例案に基づいてふやそうとしているのか、それとも減らそうという方向なのか、それとも今の現状のままの公園数で維持していくのか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 第3条で、市内の都市公園の1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上とするとあります。

それで、現在、江田島市におきましては、おおむね10平米程度開設されている状況でございます。

だから、都市公園の配置は別にいたしまして、面積的にはですね、元の法令、それから、今から定めようとする条例において、ある程度充足していると考えております。

あとはサービス水準をどこまでどのように考えていくかということでございますので、そのあたりは市民の方々からの要望であったり、それから財政状況を踏まえて、適宜検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 先ほどから都市公園、都市公園言うて、今ここにいる議員が、どの公園が都市公園だという答えられる人が何人おるか。我々はわからんです。どこが都市公園か。後日でもいいですから、どこが都市公園だというものをください。要望です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

11時25分まで休憩いたします。

(休憩 11時13分)

(再開 11時25分)

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第15 議案第16号

○議長（上田 正君） 日程第15、議案第16号「江田島市公共下水道事業等区域外流入分担金に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第16号「江田島市公共下水道事業等区域外流入分担金に関する条例案について」でございます。

地方自治法第224条の規定に基づいて、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外から当該配水施設に汚水を排除する者に対して、分担金を賦課徴収するために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 議案第16号、江田島市公共下水道事業等区域外流入分担金に関する条例案について御説明いたします。

これまで公共下水道及び農業集落排水事業の区域外から下水道を接続する場合、江田島市公共下水道認可区域外からの下水道利用に係る取扱要領によって、受益者から分担金の徴収を行っておりました。

このたび、取扱要領では徴収の根拠としては弱いと判断したため、地方自治法にのっとり条例を定め、根拠を明確にしようとするものであります。

条例案は39ページから43ページまでで、参考資料を44ページから添付しております。

参考資料を用いて、条例の主な内容を御説明いたします。

44ページをお開きください。

なお、条例の内容については、取扱要領に準じて定めており、分担金の額等の方式については従来と変わるものではありません。

まず、1、条例制定の目的は先ほど御説明したとおりです。

2、条例の概要。

(1) 分担金の賦課・徴収の対象となる受益者は、土地の所有者です。

(2) 配水施設の工事及び施設の帰属については、工事費用は受益者負担で、公共枵までの施設の所有権は市に帰属します。

(3) 分担金の額は、それぞれの公共下水道との区域内と同一の算出方法としてお

ります。

飛びまして、(6) 前納報奨金等は、下水道事業計画の見直しにより除外された区域において、分担金を一括納付した場合にのみ、報奨金を交付することとしております。

(7) 分担金の減免は、公用・公共に供している土地等について減免することとしております。

次のページにまいりまして、中ほどの3、施行日は、平成24年4月1日としております。

4、その他。

(1) 規則の制定については、条例と同じ日に施行できるよう準備しております。

(2) 告示の廃止は、本条例の制定時には、これまでの取扱要領を廃止することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) 今の説明でですね、取扱要綱が弱いので、この条例を制定することですがね。これどうですかね。条例を定めにやいけんのじゃなかったんか思うんですがね。違法に徴収しとったんじゃないですか。

お伺いします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) 徴収の方法については、地方自治法の中で、分担金を取る場合には条例を定めるという文言もございますけれども、特に、下水道法によりましては、その法の中で分担金を徴収することができるようになっておりますので、これまでは通例といたしまして、多くの市町村において、公共下水道を整備されておられるところについては、要綱ないしは要領などによって定められているところが多ございました。

ただ、集落排水などについては、下水道法とは異なりますので、若干疑義のあったところではございますけれども、法律違反まで明確に示されたものは、現在のところ出てない状況です。

以前、そのおそれがあるというようなことが新聞報道などでございましたので、私もやはり根拠の持った地方自治法に基づいた条例を定めて徴収事務に当たろうということで、このたび上程したものでございます。

以上です。

○議長(上田 正君) 4番 山本秀男議員。

○4番(山本秀男君) 分担金は理解できるんですが、3条の排水設備の工事ですが、この区域外ということは、合併処理の浄化槽という考え方でしたすよね。それに対して補助をすると。これは今度は区域外を処理場へ繋ぐ工事を、それはもう受益を受ける方がしなさいと。その工事は、市に返すんだということですが、これは具体的な例がある

んですか。ちょっと普通なら合併処理を普通の家庭でしたら、合併処理して、そこへ近くの水路に流すわけですが、ここいうこともちょっと考えられんのですが、そこらをちょっとお願いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 現在のところ、これまでに区域外から流入をした事例はございません。

ただ、以前の見直しによってですね、区域を一たん縮小いたしましたので、やはり縮小したところについては、これまで整備しますよというふうにお伝えしていたところが、受益が受けられなくなるということもありまして、区域外流入を認めて、それで補助もさせていただこうというふうを考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 要は、一般家庭で考えた場合ですよ。45メートルということになれば、管を布設すれば、メートル当たりが単純に計算しても、3万円から5万円ぐらい、そうすると200万かかる、約200万ぐらいかかる。合併処理浄化槽でしたら、それはもう5、6人槽一般家庭でしたら、100万もかからんじやろう思うんですよ。

それをあえて、管へしてやるということをやちょっと考えられんのですが、何か大きな事業がくるとかなんとかいうことでしたら考えられんこともないというふうに思うわけですが、これからそういうふうな事例かなんかあるんかどうかいのをお聞きしておるところでございます。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 問い合わせは何件か来てるように伺っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これは2年前にね、ここに、39ページの3項に45メートル以上離れたら合併浄化槽でやってくれという条例なったんだけど、それを見直すわけなんじゃけどね。これはそうするとやね、例えば、今部長はまだ一般の家庭からこれをやってくれというのは、まだないいうていうけえ、これはどこがやれいうていうたんか私もようわからんけどやね。例えば、何軒かが新しく家ができたりして、合併浄化槽じゃなしに、うちも引っ張ってくれえやと言うた場合には、やっぱりこれ適用するんですか。

ほしたら合併浄化槽の補助金も出しよるしじやね、これは何かおかしげなことになるんじゃないかなと思うんですが、どうなんですかそのへんは。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 11時35分）

（再開 11時39分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、区域外流入の考え方ですけども、近接して区域の外から入れることについては、認めてもOKになるんですけども、すいません。

45メートルを縮めたところがございます。それで、そこについては、補助をしております。そのときに、区域を縮めたところにまず、合併浄化槽がつけて、補助を受けて合併浄化槽をつけられたお宅がありました。それが例えば代替りなので、かわったときに合併浄化槽ではなしに、下水道に接続したいというような御希望があれば、それは手続をとっていただければ、接続は可能になります。そして、要件を満たせば、補助を受けることも可能になります。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ということはね、合併浄化槽をやめて、うちは暗渠にしてくれいうた場合には、これは今あなたの言い方じゃ、それにも補助を出すわけ。それは自己負担。全部自己負担で、45メートル以上なんだけど、45メートル以上のところへ暗渠を引っ張るわけなんですけど、これは本人が全部出して、ほいで、財産は市に帰属すると、こういうふうになるんですか。ちょっとその辺はつきりしとかんと私も頭がこんがらがりよる。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 遠距離で区域外の方、以前の区域外の方から接続をされた場合については、個人負担でしていただく必要がございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 私がもう一回説明しますけど、多分私の説明が間違いないと思いますけど、実は1か所を、場所を言います。大矢の三菱があります。実はあその前で、何百メートルか前でとめました。計画を。実はあの区間はですね、岩盤が出て、岩盤とか昔の護岸などがあって、下水を進めるというのが非常に難しい、実は工区になりまして、45メートル以上はなれていたから下水の指定区域から外しました。外したところは、いわゆる個人の方とか事業所、本来なら皆イメージとしては合併浄化槽をそれぞれが、つけていただくわけなんですけども、例えば三菱のような大きな事業所の場合には、先ほど私がゆめタウンの例を出しましたけど、海上ロッジもそうですけど、45メートル以上離れておるから、海上ロッジも実は合併浄化槽をつけるような話があったんですけど、三菱の場合には三菱の事業所があって、その途中も家があります。これを全部指定を外したんですから、全部個人負担で自分の負担で、管へ、江田島市の管へつなげるわけなんですけど、事業者からいうと、初期投資が全然違うわけなんです。管を引くだけと、大きい合併浄化槽をつけるとは全然違うわけなんです。それを市の管までつなぐ時にですね、途中の方も参加されるわけです。個人もそこへ参加させてくれえいうて参加して、個人がとにかく、自分がつくって、とにかく市へつないだいうような形、もともとは市が計画してやる予定だったのが、いろんなことで、そういうことができなくなったんで、自分でやってくださいという形でやるわけですから、そのできた管については維持管理とか、さまざまな管理の面です、やはり市へもろうとかんと、やっぱり計画的にそういうことができないと維持管理ができないということがありますので、で

きたものについては市の方へ、いわゆる寄附いうみたいな形になるんですけど、寄附して市が管理をするというのが現状です。

ですから能美ロッジもそうですけど、あの管では、市の計画区域から、今入っとるか外れとるか分かりませんが、あれも実はロッジの今の下に合併浄化槽があるので、それ耐用年数がきてどうしようかいうたときに、2,000万か3,000万かかるような話だったんで、もうそれらにも完全に、管へつなぐ方が安いと、工事費をかけても安いということではないかと、いわゆるそういう大きい事業所になりますと合併浄化槽そのものを付け替えるのが非常に大きな投資になりますので、それで区域外からも希望があればつなぐということで、こういう条例を設置しとかんとできないということで、今回のこれを条例を上程したいというようなことです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号

○議長（上田 正君） 日程第16、議案第17号「江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第17号「江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案について」でございます。

水道法の改正に伴いまして、布設工事監督者の配置基準等を定めるために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第17号、江田島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案について、説明いたします。

47ページ、48ページ、49ページに条文案をお示しいたしております。

50ページをお開きください。

内容につきましては、参考資料をもって説明をさせていただきます。

まず、条例制定の目的でございますけれども、先ほど、議案第15号にもありましたとおり、国の第2次一括法に基づきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置に関する基準、布設工事監督者の資格に関する基準及び水道技術管理者の資格に関する基準の三つの基準を、地方公共団体が定める条例に委任されるためのものがございます。

条例の内容につきましては、先ほどの三つの基準、一つ目、布設工事監督者の配置に関する基準でございます。

布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は次のとおりとするという定めでございます。

アとして、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設工事。

これは※1となっておりますけれども、この施設につきましては、取水施設、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設を示すものでございます。

イとして、1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る増設または改造工事。

それからウといたしまして、沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒施設または配水地の新設、増設または大規模の改造に係る工事を定めるものでございます。

2といたしまして、布設工事監督者の資格に関する基準でございます。

これは、いわゆるアとして基礎教育と水道技術上の実務経験年数から判断される資格でございます。この資格要件を満たすということで、下の方の一覧に示してあるとおりでございます。

51ページをお開きください。

次に、イとして、10年以上の水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

それからもう一つ、ウとして、技術士法第4条第1項の規定によります第2次試験のうち上下水道部門に合格した者で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者という規定でございます。

三つ目の基準でございますが、水道技術管理者の資格に関する基準でございます。

アといたしまして、条例第3条の規定によります布設工事監督者の資格を有する者。

イといたしまして、基礎教育と水道技術上の実務経験年数から判断される資格。

これ要件を満たすものとして、この一覧に掲げておりますとおりでございます。

ウといたしまして、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

エといたしまして、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者というものを定める、資格要件として定めるというものでございます。

なお、附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号

○議長（上田 正君） 日程第17、議案第18号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第18号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

庁舎をはじめとする公共施設のあり方を検討する市民委員会を設置することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、政策推進特命参事をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） それでは、議案第18号、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回改正いたします理由といたしましては、市長の附属機関として、新たに公共施設のあり方市民委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

53ページに条例改正案を、54ページに新旧対照表を添付しております。

改正の内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。

54ページをお開きください。

表の右側が現行、左側が改正案です。

今回の一部改正は、別表第2条関係中、附属機関として保育園運営検討委員会の項の次に、公共施設のあり方市民委員会を加え、その右側の欄に目的といたしまして、市長の諮問に応じ、庁舎をはじめとする公共施設のあり方に関する事項を調査審議するを加えるものです。

53ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

なお、参考資料といたしまして、55ページと56ページに規則案を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 規則の案の組織なんですが、委員を15人以内ということで、学識経験者ということですが、公共施設の学識経験者というのはちょっと想像がつかんですが、どのような学識経験者を考えられておるのか。

それと構成ですね、案があれば、どのような委員を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 学識経験者といたしましてはですね、今回設置いたします委員会の目的に沿いまして、都市計画とか、住民主体のまちづくりの方法に詳しい精通されている大学の教授クラスの方をお願いしたいと考えております。

それと55ページの第3条に委員は次に掲げる者の内からということで、1号委員が学識経験者、2号が自治会が推薦する者、3号に全2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるものということで考えておりますが、その構成といたしましては、まだ具体的に何号委員に何名とかいうのは、まだ正式には決まっておりません。

総合的に考えて地域別とか、男女別とかというのを考えて、いろんな団体の方から、いろんな各層の方から、委員をお願いしたいと考えております。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） この諮問機関というのか、諮問委員会というんかじゃね、これは新庁舎を建てるために諮問委員会をつくるんじゃろう思うんだけどね、諮問委員会

というのが非常にくせもので、ほいでさっきも学識経験者いうたら都市計画に詳しい人とか何とかかんといいよるが、ここ自治会の代表や何とか入れとるわけなんよ。このほとんど素人に近い人がね、新庁舎がどうなるか、新しい建物がどうなるかというのはわからんのですよ。それをね、答申してくれたけえOKですよ。これは、諮問委員会で答申してくれたけえOK、そういう何ていうんか、既定事実をつくるためにやりよるんじやないか思うんですが、その辺はどうなんです。

あつてもしょうがないと思うんじやけども、要はつくるための前段ではないですかこれは。ちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 新庁舎をつくることを目的に、その前段ということであるとそういうことではなくて、新しい委員会で、新庁舎を含め、庁舎を含めて公共施設全体、江田島市の公共施設全体のことについて、そのあり方について検討していただくと、そういうのための委員会を設置したいということでございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） それならですよ、いっぱいいっぱい皆が反対しても、諮問委員会で答申出したら、賛成多数で賛成してくれたけえ、あんたらがいうても、この諮問委員会の方が権力じゃったんかまあなんか強いんじやけえ、こっちでやります言われたら、結局は住民が一生懸命反対じゃ賛成じゃというたこともじゃね、パーになるじやないですか。諮問委員会というのは、そのぐらいの重みがあるんでしょ。

それを諮問委員会で、そりゃものすごい専門家ばかりが来て、ものすごい審議して、何十時間も審議してやるんならいいけど、どの諮問委員会も、チャラチャラチャラとやってから、1時間か2時間やってじゃね、なっとるじやないですか。この前私も国保審議会になっとるれえ行ったけど、たった1時間半ほどの、どうなるんですそういうことで。ほかの諮問委員会皆そうじやないん。これが何日も何日も1か月ぐらい話してやっとるんなら、ほりゃええけど、1時間や2時間でできるわけないでしょう。その辺どうなんです。丁寧に答えてくださいよ。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 新庁舎の建設の検討というのはですね、昨年も検討を再開して、3年間の凍結期間が経過して、検討を再開して、昨年12月に2年間検討期間を延長するというので、先ほど言われたように、1時間や2時間の諮問の会議ということは考えておりません。

2年間かけて結論を出すという、結論というか方針を検討していただくという考えでおります。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これが3回目です最後なんです、要は2年間かけてやるいうても、毎日毎日ほいじゃやるわけじやないんじやけえ、例えばきょうやって、2年先の3月のきょうやりました言え、これでもう終わりなんです。そういうことがないように、だからこれはね、諮問委員会の諮問を優先的にとるんじやなしに、やっぱり住民のいろんな話をしてから決めてもらわんと。この財政難の江田島市は大変なことなるわ

けで、あんたいつも言いよるんじゃけえ、十分考えてやってくれにゃ、諮問委員会で答申をされましたんで、OKですよというふうな言い方は絶対せんようにしてください。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 片平議員の意見と同じなんですが、諮問委員会で決まったからこうしますいうんでなしに、その節には住民の声をはつきり聞いてください。

これお願いしておきます。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回この公共施設のあり方委員会ということで、今皆さんは市庁舎のことだけ考えている。皆さんというか私も初めそう思ったんですけども、基本的には平成21年11月に公共施設見直しの方針というのを市が出されています。いうてみれば、これも要は今の公共施設使用料とか、そういった統廃合とか、そういったものも含めての委員会であると私は思っております。

それとあと、会議はこれから24年度、この委員会が設置されたら開催されていくことになると思うんですけども、今年これから予算審議があるんですけども、今回これ目玉になると思うんですけども、委員会開催費等で53万円の予算計上されているということで、大体どれぐらいの頻度で委員会を開催される予定なのか。

それとですね、あとは今の公共施設見直しの方針、これに基づいての委員会運営だと思うんですけども、いわゆる今の公民館であるとか、ああいった運動場であるとか、そういった使用料も含めてまた再度その委員会で検討されるのか、その2点を教えてください。

○議長（上田 正君） 河下政策推進特命参事。

○政策推進特命参事（河下 巖君） 委員会の開催件数につきましてはですね、年間約5回を予算計上させていただいております。その程度の回数は開催したいと考えております。

それと公共施設の使用料について検討するののかということでございますが、今のところですね、公共施設の検討項目として、江田島市の課題といたしましては、統廃合された学校や保育園が未利用のままとなっている。それと2点目に行政財産の中にも利用率が低く、または全然使用されていない施設があると。もう一つは公民館や集会所が一つの地域に複数あるというような課題があります。

そういうところも整理してですね、コストも含めて、検討していきたいと考えております。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） そうになりましたらば、昨年方針出されましたいわゆる江田島市の未利用財産活用基本方針、こちらの部分も含まれているということで理解しました。

それとあと委員の選定になんですけども、一応自治会からも推薦する者ということもありまして、また、学識経験者は、大学の教授を今考えていらっしゃる。あとは市長の、どういうんですかね、3番目ですよ、市長が必要と認めるものということですけども、今、片平議員が言った諮問機関の委員のメンバーのあり方もひとつ考えていか

なくちゃいけないと思います。大体同じようなメンバーの方々でやっけてはどうかかなというところもありまして、幅広くですね、どういうんでしょうか、年齢層も幅広く考えていただければと思いますし、あとは委員会のそういう意味ではですね、委員会の今後開催、年5回ということなんですが、若者働き世代も参加できるように、出席できるような、そういった時間帯、曜日を考えて、ほいでこの2年間で、昨年12月に判断されました新市庁舎の問題も、これは本当に議論重ねていかななくちゃいけない問題だと思いますんで、そういった意味では、そういったメンバー構成及びその開催日、時間帯を考えて、委員会運営してあげたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

13時まで、休憩いたします。

（休憩 12時06分）

（再開 13時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第18 議案第19号

○議長（上田 正君） 日程第18、議案第19号「江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 上程されました議案第19号「江田島市防災行政無線局条例の一部を改正する条例案について」でございます。

防災行政無線の統合デジタル化整備に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要

がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を
求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第19号について説明いたします。

議案書58ページに改正条文を、59ページに参考資料として新旧対照表を添付い
たしております。

改正内容は、平成22、23年度の2か年で整備しておりました防災行政無線の統
合デジタル化整備が完成することに伴いまして、現行条例の条文整理をするものでござ
います。

59ページの新旧対照表により説明させていただきます。

まず、第2条第1号のただし書は、該当する施設がなくなりますので、削除するも
のでございます。

次に、今回の整備によりまして、本条例中に中継局の用語が必要なくなりますので、
第2条第5号及び第5条第4項を削るものでございます。

第6条1項は、正規の法律名、電波法に改めるものでございます。

別表第1は、旧4町の個別の親局を、統合によりまして江田島市一局に改めるも
のでございます。

議案書58ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することといたし
ております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） このデジタル化で、今回の議会に難聴地域に機器を貸すとい
うことで、3万3,000円ですかね、市が買えば、3万3,000円じゃけど、それ
をいくらか市が負担しますということを聞いて、課長の方から3月議会に出すと言われ
たんですが、これはどうなつとるんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今回の3月の補正予算の方に計上させていただいており
ます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 号 議案第 20 号

○議長（上田 正君） 日程第 19 号、議案第 20 号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 20 号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

国民健康保険税の税率を改正することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川崎市民生活部長。

○市民生活部長（川崎純司君） それでは、議案第 20 号について説明させていただきます。

このたびの改正は、医療分と後期高齢者支援分及び介護分の税率の改正を行うものです。

61 ページから 62 ページに改正文、63 ページから 66 ページに新旧対照表を添付しております。

内容につきましては、67 ページの参考資料等で説明させていただきます。

67 ページをお願いします。

まず 1 点目の改正の概要ですが、平成 20 年度から国全体の大きな制度改正により、国保財政の枠組みが変更となり、後期高齢者支援金及び前期高齢者交付金の新設、老人保健拠出金の廃止、退職医療制度の縮小などが行われましたが、後期高齢者医療制度の廃止、国保運営の県単位実施などは、先が見通せない状況にあります。

本市の国民健康保険においては、療養諸費や保険者負担分が毎年増加している中で、

国民健康保険税収入が伸び悩み、財政は赤字が続き非常にひっ迫している状況です。

合併以降、国民健康保険財政調整基金から平成19年度に7,000万円、平成21年度に1億円、平成22年度に1億5,000万円を繰り入れて運営してきました。

本年度においても、療養給付等負担金や調整交付金の補助金、療養諸費など不透明ではありますが、当初予算では2億円の歳入不足となり、国民健康保険財政調整基金からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。

平成24年度においても、この状況が大きく変わることは見込めず、このまま推移すれば2億7,000万円の歳入不足が予想され、もはや国保財政調整基金を取り崩しても予算が組めない状況にあります。

このため、国民健康保険を維持していくために、歳入の確保が不可避であり、国民健康保険税の改正に至ったものです。

なお、税改正は、平成21年度以降改正しておりません。

また、最高限度額の77万円は変更しないものでございます。

次に、68ページをお願いします。

2点目の税率の改正につきましては、医療分の所得割5.3%を6.0%に、被保険者均等割2万5,000円を2万6,000円に、世帯別平等割1万7,000円を1万8,000円に、後期高齢者支援分の所得割1.8%を2%に、被保険者均等割7,000円を8,000円に、世帯別平等割7,000円を8,000円に、介護分の所得割2%を2.2%に、被保険者均等割7,000円を7,500円に、それぞれ改正するものです。

次に、低所得者に対する税率の減額は、7割減額、5割減額、2割減額と減額する額を記載しております。

次の69ページに国民健康保険財政調整基金についての資料を添付しておりますので、参考にしてください。

附則としまして、62ページにかえていただきます。

第1条、施行期日は、平成24年4月1日です。

第2条、適用区分は、改正後の江田島市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

なお、この改正につきましては、国民健康保険運営審議会の答申を得たものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 24年度の歳入不足は2億7,000万ということで、国保財政の調整基金を2億円取り崩しても7,000万も足りないということで、これを値

上げしないという方向を私もね夜寝ないで考えたんですよ。

法定外繰入れとか繰上げ流用、これはできない基本的にはできないことでね。そのかわり、繰越金が大体1億ぐらいあると思うんですが、それらも使ってますね、今国保の滞納金、これはどれくらいあると思われませんか市長。3億6,500万もあるんですよ。これ皆さんが払ってくれりゃね、充分値上げせんでもできるんですよ二、三年は。

そこらどう考えて、これをつくられたんかね、お伺いします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 国保税の滞納分については、大きな金額になっているところがございますが、市民生活部の収納推進課の方でも、日夜いうんですか、毎日のように徴収に歩いておりますので、なるべく滞納が減るように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） この条例のそこにはね、具体的には書いてないんですけど、先日もらった全員協の資料によると、大体4人家族300万円の所帯で、2万8,000円ぐらいの、約3万円ぐらいの値上げになるんじゃないかとね。

今、山木議員が3億数千万円の滞納があるいうんだけど、これ値上げによって、まだまだ滞納がふえるんじゃないか思うんですけど、その辺はどのように考えておられます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 値上げするのは国保の会計をですね、歳入歳出を組まんにゃいけんわけですから、それを見込むために組むということで、足りないところを国保税で賄うという仕組みになっていますから、これはやむを得ないと思っております。値上げするから、また滞納がふえるんじゃないかと言われても、値上げをせざるを得ないという状況で、滞納分が3億円あるといっても、3億円とれば当然値上げしなくてすむのは当然です。ただ、それが不可能であるから、こういうふうになるわけでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 今の答弁聞くとね、わしもこれ以上言えんのよ。それはわかるんよ。要は、その国保会計がひっ迫しとるというのは、介護も一緒なんだけど、結局は国保の加入者所帯というのは高齢者が多いということで、比較的所得の少ない人が入るとるんじゃないか思うんよね。ほいでそうなんだけど、病気の方は比較的多くなる。入るのが少のうて出る人が多いいうものが、こういう矛盾したことがあってね、どっちにしてもいるわけなん金が。ほいで、みんなから集めてくる金だけじゃやっていかれんのよ現実には。前から何べんも言うのじゃけど、法定外を投入せい言うたら、それはできんて言う、そうでもしてくれんかったら、ずーっとこれ来年24年はこれですむ、25年もまた赤字になる、26年も赤字になるいうな状態だと思うんですよ今多分。ほいだら毎年毎年赤字になるけえ、その分は、みんなから払うてもらわんにゃしょうがないんじゃないと言われ、ほいじゃ、しょうがないかなと思うけど、それをしよったんではね、

これはもう大変なことになると思うんじゃないかね。その辺は切実な問題があるんよ。ほいじゃけえ一般会計からちょっとでも繰り入れられんのかと言えば、それはせんいうて言う。ほいじゃけど、小用開発は一般会計から繰り入れるようにしたんじゃないかね。命の問題と道路の問題とどっちが大事なんかいって、この前も言ったんだけど、その辺を考えてもらわんとね、これはもう所得が低い、病気になって金は使う。そこらがね、ほいじゃあんたら勝手にせいや言われても困るんよ。それはあんたらに頼るしかないんじゃないかね。その辺どうなんかね。

明確な答弁をひとつしてください。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 一般会計からの繰り入れをしたらどうかということでございますけれども、そもそもが江田島市民全員が国民健康保険の世帯なら当然考えられると思います。でも、保険者が半数以上は国保じゃないんです。ですから、できないという。

国保の世帯が、足らずは全部国保税で賄うという、仕組みがそうなっています。やむを得ないと思っております。

ですから、足らずは国保税を値上げしていくしかないということだと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（上田 正君） 日程第 20、議案第 21 号「江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第21号「江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について」でございます。

介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正並びに本市における平成24年度から平成26年度までの介護保険給付費等の推計に基づく保険料率の見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第21号の説明をします。

このたびの改正は、平成24年度から平成26年度までの保険料率を改正するものです。

また、第3段階については、介護保険法施行令附則の規定に基づき、条件を満たす方について保険料の軽減措置をとることとするものでございます。

71ページに改正条文を、72、73ページに参考資料として新旧対照表等を添付しています。

73ページをお願いします。

参考資料である介護保険料についてより説明します。

現行保険料を右側に、改正保険料を左側に記載しています。

第4条関係について上から順に、第1段階2万6,100円を3万2,400円に、第2段階2万6,100円を3万2,400円に、第3段階3万9,100円を4万8,600円に、第4段階5万2,200円を6万4,800円に、第5段階6万円を7万4,500円に、第6段階6万5,200円を8万1,000円に、第7段階7万8,300円を9万7,200円に、それぞれ改正するものです。

附則関係について、第3段階の特例4万2,100円を軽減措置のため設置しました。第4段階の特例4万5,900円を5万7,000円に改正するものです。

71ページをお願いします。

附則として、施行期日、第1条、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置として、第2条、改正後の江田島市介護保険条例第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成24年度からは平成26年度までにおける保険料率の特例、第3条、政令附則第14条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、4万2,100円とする。

第4条、政令附則第15条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、5万7,000円とするものです。

この改正については、去る2月20日に保健福祉審議会の答申を得たものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この間もらった資料でですね、この調整交付金、これは普通5%なんです、高齢者が多いということで、なんか7.7%に、多く交付されるということですね。2億6,800万ぐらい。これをもう間違いないんですかね。その点と。財政安定化基金拠出金ですね。この3,700万ぐらいは入るんでしょうか、お伺いします。

その2点。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 一応その予定で組んでおります。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 73ページの第5段階が1万4,000円、6段階で1万6,000円上がるんですが、これ低所得者じゃないかと思うんですが、低所得者に対する援助というものはどのようにしておるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） もう一度すみませんが、お願いします。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 低所得者の対応はどのようにされておるのか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） どこの低所得者のなんですか。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 13時25分）

（再開 13時26分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 2 2 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 1、議案第 2 2 号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」、を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 2 号「江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

津久茂老人集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 2 2 号の説明をします。

7 5 ページに改正条文を、7 6 ページに参考資料として新旧対照表を添付していません。

7 5 ページをお願いします。

津久茂老人集会所の廃止に伴い、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 と別表第 2 の津久茂老人集会所の項をそれぞれ削るものです。

附則として、この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 3 号「江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について」でございます。

道路法施行令の改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 議案第 2 3 号、江田島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを御説明いたします。

このたびの改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、これまで高速自動車国道または自動車専用道路のインターチェンジの敷地内に限って設置が認められていた食事施設や購買施設等の施設について、新たに高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象として認められたことなどに伴い、これらの物件の占用料を設定するために所要の改正を行うものです。

78 ページから 80 ページに改正案、81 ページ以降に条例案新旧対照表を添付しております。

81 ページの新旧対照表をごらんください。

左側が改正案、右側が現行になります。

現行の 1 番上、政令第 7 条第 6 号に掲げる施設、これはインターチェンジ内に設ける食事施設、購買施設などですが、これが改正案の第 7 条第 7 号に移動しております。

それから次、上から 2 段目、同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場、これは改正案の第 7 条第 8 号に移動しております。

次、政令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設施設、これは改正案の 7 条第 9 号に掲げる応急仮設施設に移動しております。

次に、政令第 7 条第 9 号に掲げる器具、これは改正案の第 7 条第 10 号に掲げる器具でございます。

それから政令第 7 条第 10 号については、改正案の 1 番上、第 7 条第 6 号に移動し

ております。これが提案理由で述べました、インターチェンジ内において認められている食事施設及び購買施設などの施設について一般道路でも認められるようになったものでございます。

それから11号に掲げる施設、これは改正案において第7条第11号に掲げる施設に移動しております。

附則として、この条例の施行期日は、平成24年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号

○議長（上田 正君） 日程第23、議案第24号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第24号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

能美中学校の新築にあたり、敷地の地番を整理したことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 議案第24号の説明をいたします。

84ページに改正文を、85ページに参考資料の新旧対照表を載せております。

84ページをお願いします。

江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例。

江田島市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第2、江田島市立能美中学校の項中「江田島市能美町中町3721番地」を「江田島市能美町中町3721番地1」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） これは今回能美中学校の建設に伴ってわかったことだろうと思うんですが、なぜ今まで気がつかなかったんか教えてください。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 今回能美中学校の建設に伴い、一応整理したところでわかったものです。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） それはわかって直さなきゃいけないのに、直さなきゃいけないんですが、なぜ今まで、江田島市立能美中学校でありながら、これがわからなかったんか聞いてるんです。職務怠慢じゃないですか。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 今回言われることは分かるんですが、今回建設に伴って整理したときに、はっきりわかったもので今回出させていただきました。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） これね、読んだだけでは一つも分からんよ。図面ぐらい添付しなさいよ。図面ぐらい。だいぶん変わっとるじゃない、これ。何でつけんのん、これを。直ちに持ってきなさいや今。それで説明しなさい。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 13時38分）

（再開 13時40分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

起立者なしです。

よって、本案は否決されました。

日程第 2 4 議案第 2 5 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 4、議案第 2 5 号「江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） はじめに大変混乱いたしまして申しわけありませんでした。

これからすべての議案についてですね、議員の皆さんにもう少し資料を見るだけで中身がわかるような資料を提出するように努めますので、よろしく願いいたします。

ただいま上程されました議案第 2 5 号「江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

図書館法の改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 議案第 2 5 号の説明をいたします。

87 ページに改正案を、88 ページに新旧対照表をあげさせてもらっています。

87 ページをお願いします。

江田島市立図書館設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「法第 1 5 号に掲げる者のうちから」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学歴経験のある者の中から、」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

それで、法 1 5 条の改正は、国による地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律により、1 5 条の内容を市独自で改正できるようになったもので、今回提案するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これね、私は非常にええことじゃと思うんじゃけどね。

要は、選ぶ人なんよね。どういう人を選ぶんかね。

この学校教育及び社会教育の関係者とか、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者と書いとるんですけどね。たぶんこれは江田島市内の中の市民から選ぶのではないかと思うんじゃけどね。

あなたら図書館の運営がじゃね、非常にスムーズにあって、住民の皆が図書館を利用して、江田島市民のいわゆる資質というか、人生経験が豊かになるというふうなことのために図書館があるわけじゃから、どういう人を選考しようとしとるのか、ちょっと参考までに教えてください。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） ここにありますように、一応学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者といえば図書館に精通のある方、そういった方を予定しております。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） じゃからね、そういうふうな通り一遍の答弁じゃだめなんよ。

やっぱりこうこうこういうふうに出しておるわけじゃけえ条例としてね。大体こうこうこういうような人をもくろんどるかね、ほいで図書館をこういうふうに、もうちょっと利用するように、みんなが利用してくれるようにしたいんじょとかいうようなんがあるでしょう。そんな高い金出して、図書館費を出しよるわけじゃけえ、毎年毎年本を買いよるわけじゃけえ。みんながまだまだ利用してくれにゃ、せっかくの持ちぐさになる宝の。それをいかに図書館をみんなが利用してくれて、江田島市民がいろいろ脳の活性化というかですね、生き生きと生きれるというふうなことのために図書館というのがあるわけじゃからね。どういふふうな委員会をつくって、どういふふうにするかというのを、ただここはあるけえ、このとおり、こういふふうなんを讀んで、こういふふうなんをやりますよ言うんじょ答弁になってないよね。こうこうこういふふうにしますというのがあるじゃろう教育委員会には。生涯学習課長がおらんので、あんたが直属の上司じゃけえ、しょうがないけど、そういうなんがあるでしょう。あんたらここへ出しておるんじょけえ持つとるんじょないんね。それをやっぱり言うてくれんにゃじゃねえ、私らも、ああそうですか、ええですねというわけにはいかんじょないですか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） ただいまのですね、図書館の関係のことでございますけれども、従前の15条の中にはですね、図書館の運営協議会のことの規定を図書館法でやっております。

その中では、学校教育関係者と社会教育関係者と学識経験者、この三つじゃったん

ですよ。その中に、家庭教育の向上に資する云々という、そこを入れたという。

要するに、学校と社会と、もちろん学識経験者ありますが、そこに家庭の関係の人を入れて、より広い意見を求めていると、こういうことを趣旨でございます。

それで、その家庭教育に資する向上に資する者というのは、色々ですね、学校関係者のPTA関係の方にいろいろ御意見をお聞きまして、また人選を進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） まあ、せっかくのね、こういう条例もつくるわけですから、図書館は、いかにこの市民の知的な財産に資するようになるかね、やっぱり十分研究してやってもらいたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 私は、他の方と違って学歴もなし、こうして皆さんと同じ席共にさせてもらっているんですがね、そういう関係上、特に教育委員会に対して、いろいろ問題になることを持つとんじゃが、いつ出そうかいつ出そうかいうような、まま考えを持つとんですよ。

このような、いろんな学識経験者とか、社会経験者とか、家庭経験者とか、いろんな方がおられますけれども、前回私が提案した休館日、三つ、大柿・江田島・能美あるんだから、月曜日は江田島、火曜日は能美、水曜日は大柿いうように振り分けたらということに、たったこれだけのことだけすら受け入れられんでしょう、あなたらは。これを私が経験して、ひゅっと日曜日の、ままこの月曜日もそうじゃ、ちょっと資料を、あぁっと、きょうは月曜日かいうて、行かれんのですよ。なら、月曜日じゃから、そういやあ江田へ行けばええわいとか、大柿に行けばええわとかいうふうに柔軟に市民が気楽に利用できるようなシステムにするために、このような条例案を提出したのか、教育委員会の都合上だけで、この提案しておるのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 先ほど申し上げましたが、今回の提案はですね、従来の図書館法の15条の中に、同じことを繰り返しますが、学校教育関係、社会教育関係、学識経験者という、これは三つございます今までね。そして、今回は、国による地域の主体性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律ができたということで、もう一つ、家庭教育の向上に資する人を加えたんですよ。だから、幅広い意見をこの図書館の運営協議会ですよ、そこの中に加えるという。だから、今回の提案は、学校ですね、家庭教育の向上を図る人を加えた、ということなんです。したがって、幅広い意見を求めたいということでございます。

先ほどの利用しやすいということがございましたんですけどもね、これは早速図書館の運営協議会の方にお諮りしまして、そして、いろいろ意見を聞いたんですけども、諸般の事情があって、今の方がいいだろうというような結論を得て、私どももそう

いうふうな判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） だから、今の方がいいだろうというのは、あなた方だけの意見ですよ。我々議員としての立場を認識しておらん証拠なんですよ。議員の意見はやっぱりある程度は聞き入れて、議員は市民の意見を集約して、おたく方に意見を提供しとるわけだから、それをないがしろにして、ただ何とか委員会で拒否されました、議決されました、じゃ、おれらの日々の行政・市政に対する勉強は何だったのかと。この問題に対して、一生懸命資料集めて、一生懸命頑張って、提起したのに、むげに断られた。議員として、かっこ悪い思わんですかね。私らがやったこと。

ほいじゃそこで聞きますけどもね、ほいじゃ選考する中で、社会教育の経験者、家庭教育の経験者、学識経験の経験者、どういう方が、ほとんどの方は家庭教育の経験してきとると思うんです。子どもを産んで、子どもを育て、ほとんどの方が社会へ出て、社会で仕事をして、仕事を学んで、取ってつけたような名目をつけなよ、ほいじゃそれを全部この社会経験者と学識経験者と、この三つ、どういうことを基準にして、その人をこういう名目にしたてあげて選考しておるのかいうことを、ちょっとわかりやすく説明してみてください。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 図書館の運営協議会に限らずですね、いろんな委員会があるんですけども、その選考のときにはですね、多方面の方から、いろんな意見をお聞きしまして、推薦をいただいたりして、いろいろな団体があるもんですからね、そこからの推薦とかですね、いうことで情報収集をして、そして、私ども教育委員会会議で諮りましてですね、選考するという、まあこういう手続でございます。

したがいまして、私たちがですね、教育委員会の方が指示的に、どういうんですか、個人的な、結果としては個人的なお願いになるんですが、それまでに各方面の意見を聞くと、こういうことでございます。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） まるっきし私が説明を求めておる趣旨と全く違うことを説明しておられるんじやが、教育長。言っておきますよ。私はきのう、おとといか、月曜日が休みじゃったんじやから、火曜日か。火曜日の日に能美の図書館を利用しております。1日、丸1日おりました。

図書館というものは、おおよそ地域住民の憩いの場所でもない、今さっき何言うたん、頭の保養場所いうたんか、のようなところじゃと聞いておるんですが、前も部長に行ってみいやと言うたことがあるの。表の方へ行ってみいや、ゴミもぐれで、わやくちゃで、草もぐれで、わやくちゃで、心が休まるもの、おととい行ったときでも、たばこの吸い殻が三十何個あった。わし数えた。三十何個あった。

そりゃ入り口にはメダカを飼うて、飼うのはええ。水槽は真っ黒。

ただ体裁だけ、格好だけにとらわれて教育委員会やっていたらいけんのんよ。教育委員会の子どもの範たる、やっぱり一からの、イの一からを勤めあげて、高い給料をも

らって帰る。これがあなたらの仕事よ。

とってつけたように、大義名分つけて、今先ほど胡子議員が市内のこれやるぶんがあるじゃろ、写すぶんが、コピー、20円取るのはいかがなものか、まさしく私は行って資料をこうやって、ちょっとこれとってやと言ったら20円取られる。これもやめるように通告しとるんよわしは。それでも正されとらん。おかしいでしょう。

コンビニで10円なのに、市役所の施設は20円、いうことすべてを冷静に、判断したらね、こんなことするより、まだ先にすることがあるじゃろうと。

教育委員会の改革をすることがあるんじゃないのかとか、教育委員会のいわゆる職に従事しておる方々の、態度、生活態度、仕事態度、勤務態度、まず見直していくんが先決じゃないか思うんですが、最後にどう思われます。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 教育委員会のですね、事務局の職員を指揮監督するのは、私が責任者でございます。

今おっしゃられたことをですね、十分肝に銘じて、そして、厳正にですね、勤務するように、そしてまた環境の整備を図るように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） この87ページに書いとる学校の関係者、社会教育の関係者ということで、さぞ立派な協議会ができると思うんですが、これ要望しておきます。

学校の先生というのは生徒を見とるから、上から目線でものを言うんです。住民の高さから目線をしません。それがいろいろ問題になってきておるんです。住民目線でなく、上から目線で、おい、おいとやるから、反発くうんです。そこらあたりを教育長、よく今回は審査して委員を決めてください。お願いします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第26号

○議長（上田 正君） 日程第25、議案第26号「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第26号「江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

楠田会館の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 議案第26号の説明をいたします。

90ページに改正文を、91ページに参考資料として新旧対照表を載せております。江田島市教育集会所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中楠田会館の項を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することといたしております。

今回、柿浦のまちづくり協議会の方から、この施設を借りたい旨の要望がありまして、今回提案させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 楠田会館を、これをまちづくり協議会に貸すということですがね、この楠田会館については補助金をもらっとる思っとるんですがね、変更しても、まちづくりへ貸しても、これ違反にはならないわけですよ、補助金の。

○議長（上田 正君） 木戸教育次長。

○教育次長（木戸佐夜子君） 今回要望がありまして、国の方に無償貸与による処分報告書の提出し、許可されましたので、今回提案をさせていただきました。

国の補助金により建設されたもので、耐用年数60年がきていないので、有料にした場合は、補助金の返還が必要となりますということなんで、無償で貸与ということに考えております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。
14時10分まで休憩します。

(休憩 14時01分)

(再開 14時11分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第26 議案第27号

○議長(上田 正君) 日程第26、議案第27号「江田島市体育施設設置及び管理
条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第27号「江田島市体育施設設
置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成24年4月1日から廃校となる飛渡瀬小学校を生涯スポーツ施設として市民へ
開放することなどに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございま
す。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。
よろしくお願いいたします。

○議長(上田 正君) 木戸教育次長。

○教育次長(木戸佐夜子君) 議案第27号の説明をいたします。

94ページに改正案を、95ページから97ページに参考資料として新旧対照表を
掲載しております。

94ページをお願いします。

江田島市立学校施設使用条例の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育法85条」を「学校教育法第137条」に改める。

第2条第2項中「学校教育法第85条」を「学校教育法第137条」に改める。
別表第1及び別表第2中「・飛渡瀬」を削るものでございます。
附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第28号

○議長（上田 正君） 日程第27、議案第28号「市道の路線認定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第28号「市道の路線認定について」でございます。

江田島町鷺部の2路線を新たに市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第28号、市道の路線認定についてを御説明いたします。

提案路線は、鷺部24号線と25号線の2路線です。

最初に鷺部24号線を御説明します。

99ページの上の図をごらんください。

おおむねの場所は、江田島町鷺部1丁目で、図の中央の太線囲みの中でございます。下の図が拡大図ですが、太実線が当該道路です。

図の下側にある既存の鷺部1号線の幅員が狭く、離合が困難であるため、地域から拡幅要望が出ておりましたが、鷺部1号線沿道の土地の取得が困難で、近隣の区間困難であったため、近隣の区間で必要な幅の用地を探したところ、用地の寄附を受けられることとなりました。その部分で、道路の新設工事を行ったものです。延長は51.4メートル、幅員は5.1メートルから8.5メートルです。

本路線は市が管理する道路として定めている基準にも適合しており、市道に認定しようとするものです。

次に、鷺部25号線を御説明します。

100ページの上の図をごらんください。

おおむねの場所は、江田島町鷺部1丁目で、図の下側の太線囲みの中でございます。下の図が拡大図ですが、太実線が当該道路です。

本区間は県道の旧道で、このたび、町時代に県から引き継いでたまま認定されていなかったものが判明したものです。延長は49メートル、幅員は4.2メートルから6.3メートルです。

本路線は市が管理する道路として定めている基準にも適合しており、市道に認定しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 鷺部25号線のことなんですが、これは県道として、昔あそこへバスが通りよったんですけどね、この市道をいただきますと維持費がよくかかるんでね、もらわんほうがええ思うが。ほいでもらうにしても、これはガタガタですよ。私もきょう通ってみたんじゃが、整備してもらわんにゃいけんよこれは。

お伺いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 県にバイパス整備を行ってもらうときにはですね、旧道敷はとるという確約書を交わした上で受け取る、県道整備をしていただくようになっております。

したがいまして、これは新しく県道を海側に整備された段階で、受け取りますというところでございました。

それで実際に受け取るときには、今議員が仰せのように、不整備なところは直していただいてから受け取るようにしております。

ただ、この区間につきましては、旧町時代に実は引き継ぎを受けておりまして、ま

ことに申しわけなかったですけれども、それが道路認定から漏れていたということで、このたび判明したため、路線認定をさせていただくものです。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 2 9 号

○議長（上田 正君） 日程第 2 8、議案第 2 9 号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 9 号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約案について」でございますが、外国人登録制度の廃止に伴いまして、現行規約の一部を改正するに当たり、関係市町と協議する必要がありますので、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 2 9 号の説明をします。

1 0 3 ページに改正条文を、1 0 4、1 0 5 ページに新旧対照表等を添付してあります。

1 0 4 ページをお願いします。

新旧対照表により説明します。

外国人登録制度の廃止に伴い、規約の一部を次のように改正するものです。

右側である現行の別表第3、備考1の下線部分の「及び外国人登録原票（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の外国人登録原票をいう。以下同じ。）」と、その下の備考2の下線部分である「及び外国人登録原票」をそれぞれ削るものです。

103ページをお願いします。

附則として、施行期日、第1項、この規約は、平成24年7月9日から施行する。

経過措置として、第2項、改正後の別表第3の規定は、平成25年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用し、平成24年度までの関係市町の負担金については、なお従前の例による、というものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第30号

○議長（上田 正君） 日程第29、議案第30号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第30号「平成23年度江田島市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

平成23年度江田島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,320万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,795万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第30号、平成23年度一般会計補正予算第5号について、まず2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算補正により、今回の主な補正内容につきまして説明いたします。

最初に2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

1款市税は100万円の増額計上です。

内訳は、1項市民税の法人が決算期に伴い2,500万円の増額。2項固定資産税が土地・償却資産の減に伴い、2,400万円の減額となっております。

6款地方消費税交付金は、額の確定により1,168万9,000円の減額。

9款地方特例交付金は同じく額の確定により1,320万6,000円の増額となっております。

10款地方交付税は、同じく額の確定によりまして、普通交付税が1億5,752万6,000円、特別交付税が1,981万7,000円、計1億7,734万3,000円の増額となりました。

12款分担金及び負担金は38万2,000円の減額計上です。

東日本大震災救助費負担金の増額がありましたが、一時延長保育及び放課後児童クラブ保護者負担金の減が減額の主な要因となっております。

13款使用料及び手数料は230万2,000円の減額計上です。

小中学校施設使用料が増となりましたが、墓地使用料、し尿及び不燃ごみ投入手数料、消防保安検査手数料が減額となりました。

14款国庫支出金は1億6,063万6,000円の増額計上です。

各種事業の実績見込みによる増減額で、増額分は、循環型社会形成推進交付金や消防団安全対策設備整備費補助金となっております。

減額の主なものは、防衛施設周辺対策事業補助金、社会資本整備総合交付金、市町村合併推進体制整備補助金などです。

15款県支出金は74万4,000円の増額計上です。

各種負担金及び補助金事業の実績見込みによる増減額となっております。

16款財産収入は46万円の増額計上です。

各基金利子の収入見込み増によるものでございます。

17款寄附金は202万4,000円の増額計上です。

ふるさと納税寄附金に係るものでございます。

18款繰入金は134万2,000円の減額計上です。

繰り上げ償還に伴う住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰り入れ増。一方、充当事業の減額補正に伴う地域振興基金及びふるさと創生基金からの繰入金は減となっております。

20款諸収入は699万8,000円の減額計上です。

社会保険料、個人徴収金及び消防団退職報償金の減が主なものでございます。

21款市債は2億3,950万円の減額計上です。

合併特例債への振りかえ及び各種事業、県負担金事業の執行見込みに伴う起債の増減額となっております。

続いて4ページから6ページにかけての歳出を説明させていただきます。

今回の歳出の主な減額補正の主なものは、人件費につきまして、職員給与費及び産休育休等の臨時職員、嘱託職員の実績見込みによります精算減額補正を各費目で行っております。

また、事務事業の執行見込みに伴う不用額や、工事請負費等の入札執行残の減額補正を各費目にそれぞれ計上いたしております。

一方、増額補正の主なものは、国民健康保険特別会計への繰出金、県営畑総整備事業及び港湾建設事業に伴う県負担金、消防団安全対策設備整備費国庫補助金を活用いたしました消防団への無線機、投光機及び発電機等の備品購入費等が増額の主なものでございます。

また、歳入歳出の差額5億5,057万8,000円を財政調整基金へ、ふるさと納税寄附金202万4,000円をふるさと応援基金に、それぞれ積み立てております。

7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

国の制度改正や補助事業の採択決定のおくれに伴います繰越しのお願いでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正といたしまして、脱水汚泥運搬処理業務委託として、限度額を1,411万2,000円を追加するお願いをいたしております。

次に9、10ページに第4表 地方債補正といたしまして、追加5件、廃止4件及び起債限度額の変更5件を、それぞれの事業執行見込みにより変更するお願いをいたしております。

なお、31ページから91ページにかけて歳入歳出補正予算事項別明細書を、92、93ページに給与費明細書、94ページに債務負担行為の支出予定額等調書、95ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） えらい説明が簡単じゃったね、この度なんか。

まず7ページの繰越明許であります。

上から2番目の防災行政無線統合デジタル化整備事業で、古い電柱いいますかね、無線の施設を撤去するということですが、これも期限内に納めるという約束でね、当初予算やとったんですが、何で遅れんにやいけんのか、お伺いします。

それから、その下の子どものための手当給付事業であります、これは歳出で言えばいいんですが、前は本年度ですかね、子ども手当であったわけですが、今度は子どもためのが入っておりますね。前のシステムはつくったと思うんですが、これは全然もうお金を捨てるようなもんですかね。お伺いします。

それから8ページの債務負担行為の補正であります、脱水汚泥、これは4月1日からすぐやらなければいけないんで、債務負担をおこしてると思うんですがね。これ大体12月定例議会に出さんと、今から入札やって間に合うんですかね。ちょっと遅れて出したんじゃないかと思うんですが、お伺いします。

それから9ページの地方債補正であります。

追加と廃止であります、廃止の分はこの追加へいっとるような感じではありますが、組み替えたような格好ですね、合併特例債。これは当初予算で、これ合併特例債でいけなかったんですかね。今なって変えとるようですが、お伺いします。

それから歳入の事項別ですが、35ページの上から2番目の固定資産税であります、減額の2,400万であります。

今土地が、ものすごい値下がりして、固定資産税はこのぐらいの下がりぐあいじゃないんですよね。全然下がらんのですが、これは違法じゃないですかね。違法で取っとるんじゃないかと思うんじやが固定資産税。私も何回も言うんじやが、これは下がらんのですよね固定資産税が。皆さんも高い高い言うてね。売ってもこの値段で売れないよと皆言いよりますよ。お伺いします。

それから45ページの18款繰入金であります。

住宅新築資金貸付事業であります、1,400万の繰入れがあるということで、繰上償還かなんかがあったじゃないかと思うんですがね、これもかなりまだ3億か4億ぐらい、まだあるんですかね、償還額が。これも困ったもんですが、予定どおり払いよるんかどうか、お伺いします。

それから歳出であります、53ページの企画費であります。

企画の中の生活交通維持対策事業費、第2種と第3種の補助金が減額なっておりますが、確定したんですかね。10月が決算のあれなんでしょうが、決算日でしょうが、その確定したんだと思うんですがね、決算書を見ましたら、833万円ぐらいの利益があがとるわけですね。それと減価償却費やなんかも1億2,000万ぐらい入っております。

ますね。その経費を見て、これだけの利益が上がるとるわけですが、この補助金についてもその減価償却の経費をみないでマイナスが出た場合の補助金を出すのが、そのほうがええんじゃないか思うんですよね。留保資金がだいぶたまるんじゃないか思うんですよ。

バスやなんか最初江田島市が2億ぐらい出してあげてね、もうそれを減価償却じゃいうてやりよるんじゃないか思うんですが、その点から見ても、減価償却の経費は引いたもののマイナス部分を補助金に充てるとかね、その辺を考えたらいんじゃないか思うんですが、これも私の思いですから。

それから、その下のまちづくり推進協議会であります。

工事請負費700万の減額。これは工事をしなかったのかをお伺いします。

その下のまちづくり団体支援補助金、これも560万マイナスで、支援団体に補助金はいかなかったということか、やる人がおらんかったんかどうかお伺いいたします。

それから、71ページの1番上の暫定前処理施設建設工事委託、これが入札残か、繰越明許の分もあるんかどうかよく分からんのですが、当初予算で2億6,000万の前処理施設建設工事委託、下水道事業団へ委託しとる分だと思うんですが、私もきのう現地、浄化センターどんな工事をしよんか見に行っただんですがね、事業団がやるような工事は全然2億6,000万もやってないようなんじやが、これ入札のところでやりよるんですかね、これを。ちょっと全然わからんですね。やったところは貯水場ですか、浄水場から管を引っ張って、貯水池みたいなのをつくつとる、モーターをつくつとる。それと、し尿とその水道を出す入り口や何かつくった形跡がありますがね。そこしかやってないんですが、下水道事業団は何やったんですかね、お伺いします。

それから73ページの1番下から2番目の畑地総合整備事業であります。

これも1,600万の増額補正ですが、これはまた何をやるのか。これはもう5,000万、6,000万、もう払わないでもええような話を聞いたんですが、負担金がどんどんいりますよね、お伺いします。

それから75ページの水産業費の発泡スチロール処分機購入補助金340万円の減額であります。

この減額は、発泡スチロール処分機を載せる車を買わないように、リースにしたいんですが、これ交付金が入るとるんじゃないか思うんですが、その交付金使って買うとったほうが得じゃないか思うんですが、お伺いします。

87ページの学校建設費の中学校建設事業費で、委託料が2,828万7,000円で減額なつとりますよね。これは当初予算で4,000万、1,200万の減額になっております。これは過大見積じゃないか思うんですが、お伺いします。

それから最後に89ページの基金費の財政調整基金5億5,000万。

この5億5,000万の積立てによりまして、27億の積立てができるんじゃないか思うんですがね、大変結構なことだと思うんですが、これもやはり行財政改革を構想してね、私も何回も言うんじやが、こうなったんじゃないか思うんですよね。入札残とか過大見積もりが多いからこれぐらいになつとるんじゃないかと思うんですよね。そこの成り行きとか経過をお伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 7 ページの繰越明許費の中の3民生費の児童福祉費でございますけれども、子どものための手当というのは、もとは子ども手当の制度が子どものための手当に変わりました。変わったのは、もとは制限がなかった、所得制限がなかったものが、所得制限をつける。所得制限をつけた方には月額5,000円にするというための変更でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 同じく7ページの防災行政無線の繰越しの件なんですけど、これは補助金の採択が遅れまして、とにかく今の4月1日の供用開始に向けて本体機器の分を今急いでやっております。調整の期間が必要になりますので、新しい分と古い部分を同時に置いておかないとですね、新しい分もちよっと調整きかないということで、まず新しい分で完成させまして、それ以降、今の古い分の撤去をさせていただくような今予定にさせていただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 8 ページ、債務負担行為の補正でございます。

脱水汚泥運搬処分業務委託、これは12月に出しとくほうがええじゃないかということでしたけれども、今回出しても間に合いますので、計上しております。大丈夫です。委託契約を結んで、4月から開始するということですので、間に合います。

それから35ページですね。固定資産税が下がらないということでしたけど、地域によって、その地域間の格差はあります。たぶん山木議員さんが言われるところは、江田島市でも商業地域と言われるようなところなんで、その下落幅はずっと、ほかのところと比べるとあまりないということで、変わってないということでございます。

それから45ページ、住宅新築資金等貸付事業の特別会計の繰入金のところ、ここは予定どおり、ちゃんと償還できてるかというお尋ねだったと思いますけど、現年分については約60%の回収率になっております。

市民生活部の関係は、以上だったと思います。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 先ほど議員からありました9ページ、第4表地方債補正、上段が追加、下が廃止ということで、お話がございました。

それで、なぜ合併特例債を当初し尿処理施設等に充てなかったのかという御質問だったと思うんですけども、これにつきましては、下の廃止の1番下に一般廃棄物処理事業債で、し尿処理施設整備事業という3億80万円とあるんですけども、これにつきましては、補正で多くなったんですけども、初め循環型社会交付金をいただけるということでありましたけれども、途中で交付金が減額になったために、私どもでは非常に一般廃棄物では交付税参入が5割しかないので、過疎債またほかの起債をいうことで、県や国に要望してまいったところでございます。

その結果、国の方から帰ってこられた職員の方が県にいらっしやいまして、江田島市さん、これは更新とはいえども、合併特例事業に該当するということですので、御指導いただきまして、このたび上の追加で、合併特例事業で、し尿処理施設の6,400万円なんですけれども、実際的には交付金が後ほどあるんですけれども、歳入がずいぶん多くなって、結果的には3億かる予定だったのが6,400万ですんだんですが、起債につきましては、山木議員おっしゃいましたように以下海岸保全につきましても一般公共5割なんです、合併特例事業、私ども非常に困ったことで、実状を話しましたら、県から国に行かれた職員の方が、更新とはいえども、それとか一般公共事業についても、新市の計画にのっとるものについては見直しをして、合併特例事業を選んだらどうか、過疎債につきましては要望した時点では、なかなか震災の関係で、第2次要望は認められんということで、国と協議をしてくださいます、県の指導により、このようになったこととございます。

なお、24年度予算、当初予算につきましては、合併特例事業交付税算入70%を充てるようにしております。まことにわかりにくくて申しわけありません。

それから、ごめんなさい。私にはもう一つあってですね、ずっと飛んでしまうんですが、89ページですね、下段なんです、財政調整基金が5億5,000で、非常にたくさん貯金できたじゃないかという御質問で、それは、行財政改革は、次の問題として、何じゃったんかという御質問だったんですけれども、これにつきましては、主なものにつきましては、普通交付税の追加分、今年度非常に交付税も多くいただいたんですが、その関係の補正が、歳入で1億5,700万、5億のうちの1億5,700万円が含まれています。

なお、50万円以上の不用額等の減額や、行財政改革も職員としては、頑張っておるということも、考えていただいたら幸いだと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） それでは産業部の関係でございますが、まず1点目の畑総の県営負担金ですけども、これにつきましては、道路で道路工70メートルと管路工5,856メートルの今年度の工事をやる中でですね、県の方が負担金を要求しておりますので、それに対して補正を、当初予算に不足を生じておりますので補正をさせていただきますものです。

それと発泡スチロールの件でございますけども、当初確かに積載車両を購入という形で当初予算を組ませていただいたんですけども、その使用頻度がなかなかそう多くないという中でですね、積載車はリースという方向づけをさせていただくという部内の中での検討で、積載車両の購入をやめたものの減額でございます。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 71ページの暫定前処理施設建設工事委託についての現場状況でございます。

下水道事業団の方に環境部局の方から委託をしております。これは繰越しの理由にもなっておりますけれども、下水道事業団からの発注におきまして、低入札がございま

した。そのために低入調査のために不足の期間を要しましたので発注が遅れております。したがって、繰越しも生じておりますし、現場の着手が遅れております。工程調整の会議においては、今からまだ未発注のものとか、現場未着手のものについてはですね、きちんと工程を管理をいたしまして、契約上求めております来年度末での完成を今からきちんと調整を図って、私どもとしても管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 53ページに戻っていただきまして、生活交通維持対策事業費の件でございます。

第2種、第3種生活交通路線維持費補助金でございますけれども、いずれもバスの関係の補助金でございます。今回の2種に関しましては、1種の方にみてるような制度改正がありましたので、2種の部分を減額しております。次の3種につきましては、人件費の減少ということで、バスの方から申し出がありまして、補助金を減額したものでございます。

制度としまして、1種、2種、3種。1種というのが国、それから2種は県、3種が市というような大きな区分けがありますけれども、この制度としましては、系統ごとの赤字分に対しての欠損分、欠損分の補助という仕組みになっておりまして、積算に関しましては、一応国の方のチェックが受けたものが戻ってくるような仕組み、そこからそれを活用した補助金算定ということになってまいりますので、現行制度では減価償却費云々ところは考慮されていないものになっているかと思えます。

それから、次のまちづくり推進事業費につきまして、工事請負費なんですけれども、今年度3か所予定をしておりましたところが、まだ具体的な内容が固まらないということで、来年度以降に回してほしいということがありましたので、今回減額させていただきました。1か所、工事請負費の部分を備品で対応したというような形で流用はさせていただいておるところが1件ございます。

それから、まちづくり団体支援補助金につきましては、7か所を予定しておりましたんですけれども、実際に使われましたところが1団体のみということで、これ以降も出てこないということが確定しましたので、今回減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 一つ漏れがございました。

87ページの中学校建設事業費の委託料でございます。

補正減額が大きいので過大見積りではという御質問でございましたけれども、私どもといたしましては、適切に見積りなどを徴収いたしまして、積算をして発注をしたものでございます。競争入札の中で低入札となったため、減額補正となっております。低入札となりますと、やはり手抜きをされないように、反対にしっかり見ていく必要がありますので、これにも努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） バスの件なんですがね、減価償却を、経費を見てない、見とるよ1億2,000万、1億2,700万ですか、減価償却。新車7台分減価償却と21年に購入した新車の減価償却、合わせて1億2,700万、見とるんじゃがね。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 決算書類でございますでしょうか。

補助金の制度としましては、欠損分の補てんという格好で積算を足しますので、今の積算上は出てこないんですけども、会社の決算に関しましては、また別に出てきとる。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今の補助金を出すのに、この決算のあれとは違うわけですね、ほいじゃ。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 決算資料も参考にはいたします。

全体の経費を出すときに、経費部分の積算は決算書に基づく経費の部分、運航費の部分は積算の根拠にはいたしますけれども、決算書に出てくる数字をもって補助金の算定をすることではない仕組みになっております。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 7ページの繰越明許費のことでお尋ねしたいんですが、重複いたしますので、大体理由はわかったんですが、わからないのが、一番上の情報管理事業、なぜ繰越しするのか理由と、それから畑総はわかります。

8款の土木費の港湾建設事業費県負担金、この繰越しする理由ですね。

それから、9款の消防は、これは補正で発注が遅れるからいうことで理解してよろしいんですかね。

以上の二つの件について繰り越す理由をお知らせください。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） まず1点目のところなんですけれども、情報管理事業、こちらにつきまして、住民基本台帳法改正に伴う基幹系システムの改修費、これは業務委託を繰越すところなんですけれども、この内容につきましては、住基法の改正、外国人関係、外国人登録の部分が違って、住民票の方に記載するようなシステムに変更するというのが今回あるんですけれども、システムの中身が、そのパッケージが幾つか分かれて開発が進んでおいて、そのパッケージの一部がまだできないので先延ばしをしてくれということでありまして、この部分を繰り越すような形にとらせていただいたものでございます。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 7ページの8款、港湾建設事業費県負担金の繰越しでございます。

これは県事業に対して市が負担金を支払うものでございまして、県の小用港ウシシ地区及び鹿川港大矢地区の港湾事業において、補正が行われました。その補正の時期がですね、12月ぐらいになっておりましたので、工事が年度内に完了する見込みになっておりません。そのために繰越しをするものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） わかりました。

それです、これはお願いになるかと思うんですがね、この繰越明許については、この結果は、5月31日までに最終的に計算書をつけて報告するようになってるんですが、補正の場合、この審議の内容を、財源とか理由とかというのをお聞きする必要があるかと思うんですね。それで、参考資料でもいいですから、この繰越しする事業名の財源内訳、さらには理由等をお付けして願えできれば、審議は容易にいけるんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 2点ほど質問させていただきます。

事項別明細書45ページなんですけれども、ふるさと寄附金ということで、補正額が202万4,000円、トータルで394万円ということになっております。

先般の全員協議会の中で、大石議員の方から総務部長の方に質問があつてですね、江田島市の職員の方が、約50名ほど島外から勤務されていると。その中で総務部長の方からは、憲法22条第1項居住移転の自由によって、職員さんの居住を強制的に江田島市には戻ることできないと。そこで、総務部長がおっしゃったところでは寄附金、そのふるさと寄附金制度方でやっていただいている職員もいますというお答えをさせていただきました。

それを受けまして、今回ちょうどこの数字が出ていますんで、この中で件数的にですね、何件がその島外にお住まいの職員さんで、かつ、この金額のなんぼまでが職員さんの寄附金ということを教えていただきたいなど。というのがですね、やはりその今江田島市民の中で1番その関心時の中です、職員さん、なんで広島から通っているのですか、呉から通っているのですかってことを、よく我々議員諸氏も聞かれるところであり、おそらく市役所の方にも問い合わせがあるんじゃないかと思ひまして、そういう意味でも、総務部長がおっしゃった島外から来られている市の職員さんが市に貢献してますよというところを、私ども逆に市民の皆さんに知っていただきたいというところもありますので、教えていきたいと思ひます。

それとあと2点目なんですけれども、今回この予算書見ますと、やっぱり人件費の減額、ちょっと余りにも目立つような気がしまして、何が原因、根拠で、今回予算で補正予算で人件費ですね、職員の給与とか、共済費とかありますけれども、そこら辺、どういふことで、こういうふうになつたのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず、ふるさと納税の関係なんですが、ちょっと今の手元の方に後ほどこれについては財政課長の方から。

人件費の方につきましてはですね、当初、人員の当初予算で、人員の中でいろいろまず予算を組みます。9月に人事異動に伴うものにつきましては、その時点で一応組み替えをさせていただいて、12月の時点で今の人働とかそういった分の関係での分です。

たやらせていただくような形にしとるんですが、そういった中で最終的にですね、今の時間外とか、今の住居手当もろもろの手当の関係とかですね、そういった部分の増減が出ますんで、最終的に、3月末で、どういうんですか、精算調整して、今回そういった減額の額があがってきているような形になるんですが、はい、以上です。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 今お話があったのは45ページの右の2段目、ふるさと寄附金202万4,000円のことだと思うんですが、今年度につきましては、8名の方から寄附をいただきました。

なおですね、全体的な数値を求められたんだと思うんですけれども、12月末現在では、寄附をしていただいた方は延べでは43名ございまして、そのうち、やめられた職員も含めて、これは過去、20年からでございますので、やめた方もいらっしゃるんですが、43名の寄附をいただいた中で、12名、%にしたら約30%でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今のふるさと寄附金なんですけど、今確認なんですけども、今まで制度が開始されてから延べ43人。今年度は8人ということですね。

それとあと人件費の件なんですけれども、おっしゃるとおり当初予算のときにですね、設定されて、それはもちろん前年度のところも加味しながらやって、人勧があって、調整をして、最後はこの3月の定例会で調整ということなんですけども、一瞬ですね、私も今回あまりにも財政調整基金の積み増しが5億あるんで、あまりにも膨らませた予算を設定してですね、その部分を貯金まわしてよかったのかなと、なんとなく、先ほど山木議員がおっしゃったようなこともありまして、過大見積もりじゃないかとかですね、いろいろそういうのがありまして、ともかく今の人件費のことはわかりましたんで、今後ともまたいろいろ、あまりブレがないような、なかなか難しいと思うんですけれども、予算設定をしてあげればと思います。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 45ページの今のふるさと寄附金なんですけど、これには202万4,000円と出ておるんですが、正規にもらったら幾らあるのかを教えてください。

その方が、今の給料をもらって出たら、江田島に住んどるんなら何ぼあるのか、それを教えてください。島外から通っている人の給料で、もしその人が江田島に住んでたら幾ら入ってくるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） ちょっと今ですね、そちらの方の資料等を用意することはできません。

申しわけありません。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 2点ほど。畑総の事業なんじゃけどね。たぶん沖美町だけが対象なんじゃないかと思うんですが、いつも思うんじゃけど、能美町も大柿町も配管を

引っ張る気はないんかどうかいいうのも一つあるんだけどね。

沖美町はあなたらもご存じのように、高齢化がものすごい進んで、畑はイノシシが駆けずり回りよるんですよ。そういうところにもね、蛇口いうんか、あるんよね。

ほいで、今年で私はこれがもう終わるのかなと思ったら、24年度の予算を見るとやっぱりついとるんよね。いつまで続くんか知らんのじゃけど、それが1点と。

これは71ページに緊急雇用対策で700万ほど落ちとるんですが、せっかくの緊急雇用事業なんで、何で雇わなかったのかなというのが疑問なんじゃけど、この二つ。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） それではまず第1点目のですね、畑総の件ですけども、畑総につきましては、計画では平成25年までで一応完了するとしておりますけども、この中には道路を拡幅改良しましてですね、5メートル、有効幅員4メートルの道路を延々と、約4,700メートルほどの道路をつけていくという工事が今だに残っております。管路につきましては、ほぼ24年度の中でですね、おおむね終了してですね、南農業団地までの初期の目的の中でですね、有効利用していただくということでやっております。畑総については大体そういうことで御理解をお願いします。

続きまして、緊急雇用の件ですけども、この大体の主なものが訪問介護等の要請事業の委託料の減額約500万があります。

この理由としましては、当初この訪問介護分につきましては9名の職員の予算計上しております。4月からの計上でやっておりましたけども、今現在8名の方しか実際には応募しておられない。あるいは、4月からではなく年度途中の中で順次採用してきましたもので、おおよそ500万の減額となったというのが大きな原因です。

その他につきましては、臨時賃金については、いろんな例えば観光美化とかですね、民生委員とか、固定資産税とか、いろんな業種にですね、臨時雇用しておりますけども、その若干の雇用のずれにおいて、約100万の減額ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 畑総よね、前に、去年も言うたんじゃけどね、行ってみなさいや、たぶん蛇口をつけるときは、そこの畑の人の了解を、つけてくれいうて言われた所につけるとんじゃろう思うんじゃけどね。ほいじゃけど、どう見ても、もうこれは使いよらん山になつとるようなところもついとるんだけど、ええんかいね、ああいうことで、金の無駄遣いじゃと思うんじゃがね私は。一生懸命金の使い方を考えて考えて新年度予算にも書いとるけどね、本当に考えとるんかいいうのがどうもちょっと疑問なんだけどね。つけとけつけとけ言うてボンコロボンコロつけたんじゃないかと思うんじゃけど、どうなんです。本当ですよ。もう畑が山になつとる。そういうところもつけておる。これは見に行ったらわかるけどね。ほいで、今道路をつけよるんじゃ言うたけどね、道路ももう多分イノシシがかっぼするようになるんじゃないか思いますよ。沖美は高齢化率が高いうのは知つとるんじゃないですか。畑はみな山になりよるじゃ。そりゃ確かに今の大矢のところはね、それはええかもわからんですよ。途中はもう本当、ご存じのように、山ですよ。ああいうところにつけて、本当に有効活用にお金がですよ、なるん。高い税金

がね、ああいうところにいったんじゃもったいないと思うんじゃがどうなんです。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 確かに荒廃の頻度がですね、急激に、この事業は平成七、八年からですね、大きな夢を持ってやっておるわけですね、この二十数年の中でですね、やっぱりいろいろと耕作放棄地は別段沖美町だけがなっとるわけじゃなしに、市全体の中ですけども、その中でも沖美町につきましては、これをきっかけにですね、あるまちづくりとか、いろんなどういふんですか、グループでの農業法人等が立ち上げてですね、やっておられますので、その果たしてそれは何%の費用対効果がといわれるとつらいですけども、一定の活力はやっぱり見出しておられますので、そこを大事にしていきたいということで御理解をお願いします。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 最後になりますけどね、やっぱりね、平成8年でしょう、計画立ったのが。その小用港も一緒なんですけどね、10年先のことはわからんのですよ。はっきり言うて、10年先のことは、だれにも。5年先もわかりゃせん。

ここでこういうことを言うたらまた市長が怒るかもわからんけえ言いとうないんじゃけど、江田島市のオリーブ、これまた20年、30年先のことなんじゃがね。これがまた、今みたいなことにならんじゃええが思うてね、非常に心配しとるんよ。

今年も予算書見るとね、農地造成に1億円じゃったかしらん、1億なんぼついとるがね。市の持ち出しが3,000万じゃったか2,000万じゃったか書いてますけどね。これは一方じゃね、命の問題で国保が上がって大変じゃ言うて言うたら、それができん言うしじゃね、あっちの方はできるんですよねこれが不思議なことに。どう考えてもね、税金の使い道がね、間違ごうとるんじゃないかと私は思うんじゃがね、その辺をよく考えてね。あなたらは金を使うほうじゃけえね、私は使うほうじゃないけんね何も言えんのんじゃけどね、十分に考えてやってもらわんにゃ困るんで、以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 産業部長、今ええのを言われましたけど、役場の職員が、水を引いて花を作っとらんところがあるんです。そういうところをあなた見ましたか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに例えば国保を上げたら困る人はおります。

しかし、これ国がはじまってずっとそうですけどね。いわゆるバランスというものの全体のバランスを見て、国の総理大臣もそうですけど、首長さんもそうですけど、全体のバランスを見て、物事を施行しておるわけです。

確かに小用港だとか畑総は間違いなしに時間の流れの中で、物事がまっすぐ進んだということで、その時代に合わなくなったということは、これはもうだれしもがですね、片平議員さんが言われるだけじゃなしに、みんな認識はしとるわけです。

ただ、国の制度の中で今その進んどのものを途中でやめることができると思いますかあなたは。

ほいで一生懸命産業の振興しなさい、何を振興しなさいと言われるじゃないですか。

そのために農業するために水がどうしても欠かせんのですよ。畑を例えばやる場合には、ハウスやる場合には、土地と建物と水が欠かせんわけです。

それは皆さんやめいやめい言うて、ほいじゃ将来に何の希望もある政策をとれんじやないですか。

昔は工場誘致する時には海を埋め立てて、工場を誘致したり、水道管を引いてですね、大竹なども小瀬川から水道管を引きましたよ工場誘致のために。結果的には水道が要らないようなことになりましたよ。

それはその時に判断されたは沖美町の町長さんがダムをやることについては、沖美町の産業振興のためにダムを水を40万トン農業用水に使われるそのためにダムをやられたわけですよ。

小用港もあなたらも分かる思いますけども、あの裏側の元の今の道をですね、大型の車が通ったら車がすれ違われんような道じゃったわけです。当時は小用の人はですね、それがスムーズに車が通れる願望じゃったわけですよ。そのためにスタートした小用港の事業なんですよ。地元の要望があってスタートしておるんですよ。

沖美町も水があれば農業振興できるということで、スタートした事業なわけなんです。

それをですね、時代の流れで今あわんから、人の命とどっちと比べるような発言はですね、もう少し狭いとこだけそこだけ重箱の隅をつつくんじやなしにですね、もう少し広いもので、考えてもらうのが、議会の議員さんじゃないですか。

私はそう思いますよ。

私の言うのが間違っていたらもう一回質問してください。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） そういうことはあんまり言いとうなかつた、言いとうなかつたけど、ほいじゃから同じ水引っ張るんなら沖美町が今江田島市になったんじゃけえ、ほいじゃ水が余るんなら、能美町までに引っ張ってもらってもいいんですよ。三高のカキ殻を捨てる所まで来とるわけじゃけえ、あそこからもうちょっと引っ張ったりや能美町の高田へくる。沖美でもその鉄鋼団地の所の手前まで来とるわけじゃけえ、もうちょっと引っ張れば鹿川まで来るんですよ。そういうふうにするんならまだええですよ、それは、まだ使う道があるんじゃけえ。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

（休憩 15時17分）

（再開 15時18分）

○議長（上田 正君） 会議を再開します。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 私が言うのは市長が言うように、すぐやめいいうのじゃないんです。

せっかくそうやって引いたものがあれば、役場の職員に農業をするように指導するんが行政ではないかと思うんですが、そこらあたりはどうなんですか。役場の職員であってもほったらかしで、何もせん。役場の職員からつくれるように言われたんじやないんかと言うたら、いや何も言わりやせんで、ええわいのというような安易な気持ちでお

るから私は言うとするんです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

起立多数であります。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。
3時30分まで休憩をします。

（休憩 15時19分）

（再開 15時31分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第30 議案第31号

○議長（上田 正君） 日程第30、議案第31号「平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号「平成23年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成23年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,548万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第31号の説明をします。

このたびの補正の主なものは、療養給付費等不足が見込まれる費用の増額補正と、各種負担金の確定による減額補正。それに、平成22年度療養給付費等の精算により返還金が生じたため補正をするものです。

はじめに歳出の主なものについて説明します。

104、105ページをお願いします。

下から2段目、2款1項2目退職被保険者等療養給付費、4,400万円の増額補正。

次に106、107ページをお願いします。

1番上、2款2項2目退職被保険者等高額療養費、600万円の増額補正。

これらは、いずれも不足が見込まれるために増額補正するものです。

その下、3款1項1目後期高齢者支援金、3,300万円の減額補正。これは、確定のため減額補正するものです。

108、109ページをお願いします。

上から2段目、11款1項3目償還金、3,099万9,000円の増額補正。これは、平成22年度精算により返還金が生じたため増額補正するものです。

その下、12款1項1目予備費、5,235万1,000円の増額補正。これは不用額を増額補正するものです。

次に歳入の主なものについて説明します。

100、101ページをお願いします。

1番上、3款1項1目療養給付費等負担金、1,190万円の減額補正。

1番下、9款1項1目4節財政安定化支援事業繰入金、595万3,000円の減額補正。

102、103ページをお願いします。

1番上、5節安定化基準超過費用額共同負担繰入金、2,207万円の増額補正。

その下、10款1項2目前年度繰越金9,519万8,000円の増額補正。

以上、いずれも確定のため補正の増減を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 103ページに前年度繰越金が9,500万出たということで、それを余りを予備費に5,000万もね、やっとなんですが、これはまあ、積立へ持っていくのがいいんじゃないかと思うんですか、積み立てにね、予備費じゃちょっとおかしいと思いますけどね。

それから103ページの安定化基準超過費いうんですかね、2,200万ぐらい。あれは、初めてのような気がするんですが、今までもありましたかいね。初めてならこ

の算出方法はどうかやってくるんでしょうか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 初めの前年度繰越金の9,519万8,000円があって、不用額を5,000万程度予備費に入れるということで、積み立てる方がいいじゃないかということでございますけれども、毎月医療費として2億円余りを支払いをしているわけでございます。5,000万というのは何か風邪でもちょっと流行ったらすぐ5,000万ぐらい入りますので、とりあえず予備費の方へ入れておくと、確定した場合にはまた積み立てるということにしたいと思っております。

次に、安定化基準超過費用額の共同負担金2,207万円。

これは初めてなんですけれども、根拠はですね、地域の特別事情を勘案した後の医療費給付費が一定の基準を超える場合に、高医療市町村として、厚生労働省が指定するわけでございます。江田島市は指定されまして、その場合に、医療給付費等が一定の基準を超えるときはその超える額を対象とした上です、2分の1ほど国と県と市が負担をするというふうになっております。それを一般会計から国保の会計へ入れるということでございまして、この2,207万円の内訳は、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今の予備費のことなんですがね、予備費というのは議会の議決がいらずにね、勝手、勝手言うたら悪いんじやが市長の采配で使えるんですよ。そういうことじゃいけませんよ。この予備費をどんどん入れてから、自由に使えるじゃないですか。趣旨がこれはおかしい思うよ。もう一回どうですか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） あのとりあえず今のこの時点でも何に使うか分からないために予備費に置いとるというものでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 1 議案第 3 2 号

○議長（上田 正君） 日程第 3 1、議案第 3 2 号「平成 2 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 2 号「平成 2 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9, 4 5 0 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 3 2 号の説明をします。

このたびの補正の主なものは、保険料の増減と、前年度繰越金の確定による増額補正をするものです。

はじめに歳入について説明します。

1 1 6、1 1 7 ページをお願いします。

1 番上、1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、5 8 2 万 2, 0 0 0 円の減額補正。その下、2 目普通徴収保険料、3 7 6 万円の増額補正。これらは、いずれも見込みにより増減するものです。

その下、4 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金、3 2 6 万 8, 0 0 0 円の減額補正。これは確定によるものです。

その下、5 款 1 項 1 目前年度繰越金、8 7 8 万 8, 0 0 0 円の増額補正。これも確定によるものです。

次に、歳出について説明します。

1 1 8、1 1 9 ページをお願いします。

上から 2 段目、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、3 6 0 万 9, 0 0 0 円の減額補正。これも確定によるものです。

1 番下、4 款 1 項 1 目予備費、6 5 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正。これは、不用額を予備費として増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 3 2、議案第 3 3 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 3 3 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 7 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 億 4, 8 3 6 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第 3 3 号の説明をします。

このたびの補正の主なものは、前年度繰越金の確定による増額補正と、特別徴収保険料の見込みによる減額補正、それと介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額補

正をするものです。

はじめに歳出の主なものについて説明します。

130、131ページをお願いします。

1番上、1款1項1目13節委託料、介護報酬に伴うシステム改修委託料として800万円の増額補正をするものです。

132、133ページをお願いします。

1番下、4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,857万1,000円の増額補正。これは、前年度繰越金を積み立てるものです。

次に歳入の主なものについて説明します。

124、125ページをお願いします。

1番上、1款1項1目第1号被保険者特別徴収保険料600万円の減額補正。これは、見込みにより減額補正をするものです。

128、129ページをお願いします。

上から2段目、7款3項1目介護給付費準備基金繰入金、759万8,000円の増額補正。これは、不足分を補うため増額補正をするものです。

その下、8款1項1目前年度繰越金1,857万1,000円の増額補正。これは、確定のため増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この介護の方はどうですか、積み立てやっとなるんじゃないか、うまいぐわいに。これが正式なんですよ。

ほいで繰入金、この取り崩しをしてまた積み立っておる。これはちょっと予算上見てもおかしいような感じがしますよね。

正式に、このようにやるのがホンマじゃないですか、積み立てするのはね。余りがあれば。どうなんですか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 介護保険の場合はですね、今のようにいるものはいら、余ったものは余ったもので積み立てるといような仕組みになっております。

今のように、前年度繰越金が出たらその金額は全部積み立てるといものでございます。相殺したらいいじゃないかということじゃろう思うんですけども、それができないいうて、この方がわかりやすいという仕組みになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 3 4 号

○議長(上田 正君) 日程第 3 3、議案第 3 4 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 3 4 号「平成 2 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)」でございます。

平成 2 3 年度江田島市の介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 8 0 0 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第 3 4 号について説明します。

このたびの補正の主なものは、地域包括支援センターシステム委託料の増額補正と介護支援専門員報酬の増額補正をするものです。

歳出について説明します。

1 4 4、1 4 5 ページをお願いします。

1 番上、1 款 1 項 1 目 1 節報酬、介護支援専門員の報酬 6 0 万円の増額補正。これは、件数が増加したために増額補正をするものです。

その下、1 3 節委託料、地域包括支援センターのシステム改修委託料として 4 7 万 3, 0 0 0 円の増額補正をするものです。

その下、2款1項1目介護保険（保険事業勘定）特別会計の繰出金、88万9,000円の減額補正。これは、地域包括の職員1名の人件費を保険事業勘定7割とサービス事業勘定3割に分けて支給しています。その割合のサービス事業勘定を1割減額しまして、保険事業勘定8割、サービス事業勘定2割にしたものでございます。

その下、2項1目25節積立金、介護予防支援事業運営基金管理費積立金81万6,000円の増額補正。これは、不用額を積み立てるものでございます。

次に歳入について説明します。

142、143ページをお願いします。

1款1項1目介護予防サービス計画費収入100万円の増額補正。これは、見込みにより増額補正をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第34 議案第35号

○議長（上田 正君） 日程第34、議案第35号「平成23年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第35号「平成23年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,960万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、議案第35号の内容について御説明いたします。

このたびの補正は、平成22年度決算による繰越金の確定分による増額です。

150ページ、151ページをお願いします。

歳入、2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金1,420万8,000円の増額です。

歳出は、次の152ページ、153ページをお願いします。

1款住宅新築資金等貸付事業費1項住宅資金等貸付事業費1目貸付事業事務費28節繰出金1,420万8,000円の増額です。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） この事業はね、あと何億か残つとるんじゃないと思うとるんですけど、順調に回収はできとるんですか。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 先ほど山木議員さんにもお答えさせていただいたんですけど、現年分で約60%の回収ということで、滞納額も随分増えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ほいで大体あと何年ぐらい予定なんですか。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 平成8年が最後の貸付で、それから25年ということでございますので、まだ8年ぐらいですかあります。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 5 議案第 3 6 号

○議長(上田 正君) 日程第 3 5、議案第 3 6 号「平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 4 号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 3 6 号「平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 4 号)」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) それでは、江田島市下水道事業会計補正予算(第 4 号)の説明をいたします。

予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条 平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について。第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 1, 6 0 9 万 7, 0 0 0 円の減額、第 2 項営業外収益を 3, 7 9 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正を行いまして、第 1 款下水道事業収益の補正後合計額を 8 億 3, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

次に支出について。第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 4, 7 3 0 万 1, 0 0 0 円の減額、第 2 項営業外費用を 6 7 0 万 3, 0 0 0 円の減額補正を行いまして、第 1 款下水道事業費用の補正後合計額を 8 億 3, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 1, 6 1 1 万 8, 0 0 0 円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 3 1 7 万円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1 4 3 万 2, 0 0 0 円」を「過年度分

損益勘定留保資金 6 3 5 万 5, 0 0 0 円」に、「当年度分損益勘定留保資金 3 億 1, 4 6 8 万 6, 0 0 0 円」を「当年度分損益勘定留保資金 2 億 9, 6 6 5 万 6, 0 0 0 円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金」の前に「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 5 万 9, 0 0 0 円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について。第 1 款資本的収入の第 1 項企業債を 1, 7 8 0 万円の減額、第 2 項出資金を 4, 9 6 3 万 9, 0 0 0 円の減額、第 3 項国庫補助金を 7 5 万円の減額、第 4 項負担金を 5 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款資本的収入の補正後合計額を 5 億 5, 2 5 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次ページに移りまして、次に支出について。第 1 款資本的支出の第 1 項建設改良費を 7, 6 0 0 万円の減額補正を行いまして、第 1 款資本的支出の補正後合計額を 8 億 5, 5 7 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を 9, 6 6 0 万円に減額補正します。

第 5 条 予算第 7 条に定めた職員給与費を 2 1 5 万円減額し、補正後 1 億 8 5 9 万 2, 0 0 0 円に減額補正します。

第 6 条 予算第 8 条に定めた金額を 4, 2 9 9 万 8, 0 0 0 円減額し、補正後 1 億 1, 0 1 7 万 2, 0 0 0 円に減額補正します。

内容の主なものについては 3 ページの実施計画書をお開きください。

収益的収入及び支出の表で、先に下段の支出の方でございませう。

1 款下水道事業費用の営業費用、管渠費及び処理場費については、工事請負費、委託費等の入札残の減額などによるものです。

その下、普及促進費、総係費については、委託料等の執行見込みによる減額でございませう。

上段の収入に移りまして、下水道事業収益、営業収益の下水道使用料については、収入見込みによる使用料等の増額です。

それから、先ほどの支出の減に伴う一般会計負担金及び一般会計補助金の減額を行っております。

次ページに移りまして、資本的収入及び支出でございませう。

同様に支出の方でございませう。資本的支出、委託料、工事請負費など入札残の減額でございませう。

上段の収入でございませう。収入見込みによる受益者分担金の増額を並びに事業費の減による企業債一般会計負担金出資金の減額を行っております。

5 ページに資金計画を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 7 番 山木議員。

○1 7 番（山木信勝君） 4 ページに 4 条の資本的収入支出というのがありますがね。

支出の方で7,600万の減額で、建設改良費が5億6,454万7,000円になったわけでありますが、当初予算でも8億9,292万2,000円ということで、これ3億3,000万ぐらいの減というのは、交付金、社会資本整備総合交付金これが大体3割ぐらい減ったということと、入札残が減ったということで、3億3,000万減ったという話になるんですかいね。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 年度当初からいきますと、御指摘のように、約3割の国庫支出金の減がございました。それにつきましては、おおむね12月で補正を、減額補正をさせていただいております。その後の概算費用で行ってございました減額に加えて、執行残などをこのたびの補正で減額し、トータルで約、御指摘のように3億円の減額となっております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第37号

○議長（上田 正君） 日程第36、議案第37号「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第4号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第37号「平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第4号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 議案第37号、平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1条 平成23年度江田島市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款水道事業収益の第2項営業外収益を85万8,000円、第3項特別利益を58万4,000円、それぞれ増額し、第1款水道事業収益の合計額を8億5,889万8,000円とするものでございます。

第3条 第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,333万9,000円」を「2億2,329万1,000円」に、「当年度損益勘定留保資金1億2,921万6,000円」を「1億2,916万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入ですが、第1款資本的収入の固定資産売却代金を4万8,000円増額し、第1款資本的収入の合計額を1億5,373万1,000円とするものです。

今回の補正の内容につきましては、さきの東日本大震災に伴う応援給水に携わった経費を、今回、国からの補てんをいただくというものと、大田川東部工業用水共同事業に係る資産処分の江田島市水道事業持ち分分の収入によるものでございます。

3 ページに実施計画を、4 ページに資金計画を、費目別内訳書は5 ページに記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 1 ページの3条にですね、当年度損益勘定留保資金1億2,916万8,000円に改めるということですが、当年度留保資金、これ残はどれぐらいになりますか。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 留保資金の残の細かい数字は今持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） それぐらいは答えられるようにしとってもらわんと困りますよ。何の質問が出るか分からんですからね、それじゃおかしいと思いますよ。それぐらい頭に入れて留保資金がいくらあって、ほいじゃまだ使えるお金があるなというぐらいの頭を使ってやりよかんと、それはおかしいですよ。お願いします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。
16時20分まで休憩いたします。

(休憩 16時15分)

(再開 16時22分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第37 市長施政方針

○議長(上田 正君) 日程第37、「市長施政方針」を行います。
田中市長。

○市長(田中達美君) 平成24年度江田島市当初予算の提出に際しまして、私の施政方針を述べさせていただきます。

昨年3月11日の東日本大震災から、もうすぐ1年がたとうとしております。

被災地に巨大なつめ跡を残し、多くの尊い人命を奪った地震・津波は、今なお私たちの心に重くのしかかっておりますが、悲観ばかりではなく、被災地のために役に立ちたいという温かい思いが日本中にあふれ、人と人との「絆」の大切さを強く感じた1年でありました。

今年の1月に出された国の経済見通しによると、平成24年度は復興施策の集中によって国内需要が成長を主導し、国内総生産の実質成長率は2.2%、名目成長率は2%と、実質、名目ともプラスに転じると予測しております。

しかしながら、欧州債務危機を背景とした海外経済の不安、歴史的な円高の進行、電力供給の制約など先行きの不安も懸念されております。

政府は、震災復興に全力を尽くすとともにデフレ脱却に取り組み、中長期的な経済成長につなげるため、「危機の克服とフロンティアへの挑戦」といった基本戦略を立て、「社会保障と税の一体改革」を先送りできない課題として推し進めようとしております。

この改革については、国と地方の関係も重要であり、円滑に推進すると言っておりますが、まだまだ不透明な部分も多く、予断を許さない状況であります。

一方、県においては、「経済成長」と「人づくり」に重点を置き、強固な経済基盤と生き生きと活躍できる環境を整備するため、成長の原動力となる取組を一段と「加速」させる方針が出されております。

このように、国や県の制度や施策はめまぐるしく変わっており、本市においても前例踏襲ではなく、取り巻く環境の変化や中長期的な構造変化を見据えながら、スピード感をもって変革に対応する力と政策を実現する力を持たなければならないと強く感じているところでございます。

こうした中、平成24年度予算は、私の市長就任後、1期4年目の最終年度の予算となります。

本市の将来像である「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」の実現に向けて、「協働！改革！前進」をキャッチフレーズに、市民と協働で「元気にあふれ」、「住んでみたい・住んでよかった」、「訪れたい・訪れてよかった」と感じられるまちづくりを進めてまいります。

平成24年度の当初予算の編成に当たりましては、「行財政改革の着実な推進」と「特色を生かした元気なまちづくりの推進」の2点を柱といたしました。

まず、1点目の「行財政改革の着実な推進」についてです。

現在江田島市では、持続可能な行財政運営を確立するため、「江田島市総合計画・基本計画」、「江田島市財政計画」、「第2次江田島市行財政改革実施計画」の3計画に基づく財政健全化の取り組みを進めております。

これまでの取り組みにより、平成17年度と比較して、約12億円を超える効果を上げてきたところですが、財政計画の収支見通しでは、平成27年度からはじまる普通交付税の合併特例加算分の段階的な削減による財源不足が見込まれ、財政健全化の重要性が再確認されております。

このため、事務改善による合理化・効率化により、経費の削減を図るとともに、各種団体補助金についても、目的、効果等を精査し、必要性の高いものに重点的に配分するなど、選択と集中による事務・事業の重点化を継続してまいります。

また、「市有財産の有効活用の推進」を財政健全化のための重要施策と位置付け、未利用財産の利活用や、公共施設のあり方の検討に積極的に取り組み、引き続き行財政改革を推進してまいります。

続いて2点目の「特色を生かした元気なまちづくりの推進」についてです。

これまで「総合計画」に基づき、さまざまな施策を推進しておりますが、過疎化・少子高齢化は予想以上に進み、人口減少率が5年間でマイナス9.8%と、県内でも高い数値で、基幹産業である農業、漁業の担い手の確保が非常に大きな課題となってきました。

こうした厳しい現状と課題がある中で、閉塞感を打破するには「地域が元気になること」が必要です。

そのためには、まず行政が連携して効率よく事業を推進し、さらに外部の人の力や知恵を借りて活性化して好循環を生むことが重要であると考えております。

このため、今回の予算では、関係部局が連携して取り組む「えたじま魅力づくり事

業」や、3Fを生かした「未来創造計画支援事業」などを新規に盛り込んだところです。

また、東日本大震災を踏まえ、防災対策の見直しや強化、安心して暮らせる環境整備に力を入れていくべきであると考えます。

このため、地域防災体制の見直しや消防救急体制の強化を充実させたところです。

さらに、今年度の大型事業として、老朽化に伴う「し尿処理施設の更新」や、オーブの振興を図る「深江地区農地造成」、合併後4校目となる「能美中学校新築」に本格着手してまいります。

今回の予算は、限られた財源の中で「選択と集中」を徹底し、特色を生かしたまちづくりを目指した予算であり、言い換えますと『活力と安心を未来へつなぐ予算』であると考えております。

平成24年度の当初予算は、一般会計が前年度と比べ「5億9,600万円」4.1%増の151億3,800万円となりました。

また、特別会計は8会計で、前年度比4.4%増の83億6,600万円、企業会計は3会計で、前年度比10.1%減の35億8,200万円となりました。

企業会計を含む総予算規模は270億8,700万円で、前年度比2%増でございます。

一般会計の内容を歳入から見ますと、市税では、人口減少や景気の悪化による市民税の減少などにより、前年度に比べ8,300万円、3%の減、地方交付税は、近年の地方交付税確定額などを勘案し、前年度に比べ3億円、4.8%の増を見込んでおります。

国庫支出金は、防災行政無線統合デジタル化整備事業の完了などにより3,600万円、2.5%の減、県支出金は、障害者自立支援給付負担金などの増加により2,000万円、2.1%の増となっております。

市債は、臨時財政対策債が算出方式の変更等で減少しておりますが、し尿処理施設整備事業や中学校整備事業の建設事業債の増加により、一般会計債が前年度に比べ2億1,000万円、12.6%の増となっております。

なお、歳入不足分については、これまでと同様、基金の取り崩しを行っており、今回の予算では財政調整基金から2億円、減債基金から3,000万円の取り崩しを見込んでおります。

これにより繰入金も2億900万円、290.2%の増となっております。

一般会計におけるプライマリーバランスは黒字で、平成24年度末の市債残高は平成23年度末に比べ1億4,200万円減少する見込みです。

歳出におきましては、義務的経費は、生活保護費などの増で扶助費は増加したものの、職員数削減による人件費の減少や、市債利子償還金の減少などにより、全体で5,400万円、0.7%の減となりました。

投資的経費については、し尿処理施設更新整備事業や、釣附地区の農地の基盤整備促進事業、能美中学校新築事業の増加などにより補助事業が4億円、52.5%の増、維持修繕の増加により単独事業が1億9,600万円、39.2%の増、道路や港湾の整備負担金の増加により県営事業が4,800万円、29.4%の増で、全体で6億5,

300万円、43.9%の増となっております。

補助費等については、下水道会計への繰出金の減少などにより、6,800万円、3.2%の減、繰出金については、公共用地の買い戻しによる地域開発事業の増加により1億5,600万円、17.7%の増となっております。

平成24年度の主な事業について、7つのプロジェクトごとに新規・拡充事業を中心に説明いたします。

1つ目は、「交流と定住のまちづくりプロジェクト」です。

観光ニーズの変化に対応し、ターゲットをサイクリングやトレッキングに絞って案内看板の設置や道路環境の整備、観光ツアーの開発など、関係部局が連携して観光・交流基盤の整備に取り組みます。事業名はえたじま魅力づくり事業です。

また、自然をいかした「江田島版民泊型修学旅行の誘致」を積極的に進めるとともに、今年からはじまる修学旅行の受け入れに向けて体制整備を図ります。事業名は、未来創造計画支援事業、体験型修学旅行誘致事業です。

2つ目は、「学びと子育て充実プロジェクト」です。

能美中学校の新築工事をはじめ、小学校の校舎や屋内運動場の耐震診断を行うとともに、耐震補強計画を進め、教育環境の整備を図ります。事業名は、中学校建設事業、小学校施設整備事業です。

また、バス路線の再編に伴い、通学手段を確保するため、スクールバスの運行を拡充し、遠距離通学の児童生徒の通学を支援します。事業名は、スクールバス運行委託事業です。

3つ目は、「3Fを生かした元気づくりプロジェクト」です。

オリーブの振興、普及のため、釣附地区の農地造成行い農業生産の基盤整備を図るとともに、加工研究や実証事業を行い、ブランドの確立を目指します。事業名は、農地造成事業、未来創造計画支援事業です。

また、3Fの担い手を確保するため、農業実践研修用の施設整備を行うとともに、新規就農者受入研修を実施して人材育成を図ります。事業名は、未来創造計画支援事業です。

さらに、日本有数の生産量を誇る「カキ」を維持するため、モデル的な生産技術の実証試験を行うとともに、新たな流通体制づくりや生産環境の改善を図ります。事業名は、江田島かき体質強化事業です。

4つ目は、「交通と情報の基盤づくりプロジェクト」です。

江南交差点改良事業をはじめ、国道・県道・市道の計画的な道路整備を行うとともに、小用港ウシシ地区など港湾の計画的な整備・充実に取り組みます。事業名は、道路改良事業、港湾建設事業です。

また、江田島市公共交通協議会の協議を踏まえ、「総合連携計画」に掲げた施策を推進するとともに、県の事業に呼応した生活航路対策を行い、江田島市を支える持続可能な公共交通をつくり、守り、育ててまいります。事業名は、生活航路対策事業補助金です。

5つ目は、「健康・長寿とふれあいのまちづくりプロジェクト」です。

第1期健康江田島21計画の評価や見直しを行い、第2期の健康江田島21計画を新たに策定し、市民の健康づくりを推進します。事業名は、健康江田島21計画策定見直し事業です。

また、妊婦と生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図るため、市内に居住する妊婦の歯科健康診査費用を助成します。事業名は、妊婦歯科健診事業です。

6つ目は、「安全・安心と環境共生の島づくりプロジェクト」です。

消防救急体制の充実を図るため、すべての電話からの119番通報の位置を把握する位置情報システムを整備するとともに、消防救急デジタル無線の共同整備を実施します。事業名は、位置情報通知システム整備事業、消防救急デジタル無線整備事業です。

また、災害に強いまちの実現に向けた地域防災計画の見直しや、市民との協働による総合防災訓練により、災害協力体制を確立するとともに、防災行政無線の戸別受信機購入を支援して、迅速な災害情報、行政情報の伝達を目指します。事業名は、地域防災計画策定、総合防災訓練事業、防災行政無線戸別受信機購入補助金です。

さらに、し尿処理施設の老朽化に伴う施設の更新整備を進め、循環型社会の形成に努めるとともに、生活環境の整備を図ります。事業名は、し尿処理施設更新整備事業です。

7つ目は、「みんなで支え合う協働のまちづくりプロジェクト」です。

新庁舎問題を含め、公共施設のあり方などについて検討するため、外部の委員を含めて協議する場を設置します。

また、自治会組織や関係団体の活動に対する支援を継続してまいります。事業名は、公共施設のあり方検討事業、まちづくり推進事業です。

また、市民の意見を市政に反映させるため、まちづくりワークショップやまちづくり出前講座を開催し、行政運営にいかします。事業名は、まちづくりワークショップ・まちづくり出前講座事業です。

最後に企業会計についてでございます。

交通船事業については、江田島市公共交通協議会の協議を踏まえ、民間活力の活用など、全市的な視野で、望ましい運航体系を検討するとともに、引き続き経営合理化に努めてまいります。事業名は、交通船事業です。

水道事業については、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、老朽管更新事業を推進し、市民生活の向上に努めてまいります。事業名は、水道事業です。

下水道事業については、持続的・効率的な下水道整備と維持管理に努めるとともに、健全経営を目指してまいります。事業名は、下水道事業です。

このほか、市議会議員の調査研究活動などに支給する政務調査費を新たに導入いたします。

今回の新規、拡充事業の内容につきましては、事業ごとに資料を作成したものを最後に添付しております。

以上が、江田島市の平成24年度当初予算の概要でございます。

慎重かつ十分な御審議をいただき、適切なる判断をお願いいたします。

これで、私の施政方針を終わります。

以上です。

○議長（上田 正君） これで、「市長施政方針」を終わります。

日程第 38 議案第 1 号

○議長（上田 正君） 日程第 38、議案第 1 号「平成 24 年度江田島市一般会計予算」から、日程第 49、議案第 12 号「平成 24 年度江田島市水道事業会計予算」までの、12 議案を一括議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第 1 号から議案第 12 号までの平成 24 年度の各会計の当初予算案について御説明いたします。

まず、議案第 1 号「平成 24 年度江田島市一般会計予算」でございます。

歳入歳出予算の総額を 151 億 3,800 万円と定めるものでございます。

先ほど私が施政方針で述べましたものが、この一般会計の当初予算の中に網羅されております。

私が市長として就任後、1 期 4 年目の最終年度の予算編成でございます。

財政状況は依然として大変厳しいものではあります。行財政改革の着実な推進と特色を生かした元気なまちづくりの推進の 2 点を大きな柱として、限られた財源の中で、選択と集中を徹底し、特色を生かしたまちづくりを目指した予算を編成したところでございます。

内容は、前年度当初予算対比 4.1% の増額となっており、活力と安心を未来へつなぐ予算と考えておりまして、「協働・改革・前進」をキャッチフレーズに、市民と協働で、積極的に市政を推進してまいります。

以下、議案第 2 号から議案第 9 号までは、「平成 24 年度江田島市国民健康保険特別会計予算」をはじめとする 8 つの特別会計予算。

議案第 10 号から議案第 12 号までは、「平成 24 年度江田島市下水道事業会計予算」をはじめとする 3 つの企業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから十分に御審議いただくとともに、なにとぞ適正な御判断、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま、一括議題といたしました、議案第 1 号「平成 24 年度江田島市一般会計予算」から、議案第 12 号「平成 24 年度江田島市水道事業会計予算」までの 12 議案については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に分科会へ分割付託し、休会中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本12議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に山根啓志議員、副委員長に吉野伸康議員を指名いたします。

散 会

○議長(上田 正君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日3月3日から3月14日までの12日間は、予算審査等のため、休会とし、次回は3月15日に開会いたしますので、午前10時に御参集願います。

(散会 16時46分)